第７期旭川市障がい福祉計画・
第３期旭川市障がい児福祉計画
素案

令和６年度（２０２４年度）～ 令和８年度（２０２６年度）

令和６年（２０２４年）３月

旭　川　市

目　　次

第１章　計画の基本的事項　１

１　策定根拠及びこれまでの経緯　１
２　計画の位置付け　２
３　計画の内容　５
４　計画の作成過程　８

第２章　障がい者数等の状況　９

１　障がい者数等　９
２　支給決定者数　１７
３　障害福祉関係予算の推移　１９

第３章　成果目標の設定　２０

１　施設入所者の地域生活への移行　２１
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　２２
３　地域生活支援の充実　２３
４　福祉施設から一般就労への移行等　２４
５　障がい児支援の提供体制の整備等　２５
６　相談支援体制の充実・強化等　２７
７　障害福祉サービス等の質の向上　２９

第４章　障害福祉サービス及び相談支援　３０

１　制度概要　３０
２　これまでの実績と見込量　３３
３　現状と課題に関する分析　３７
４　今後の展望　３９

第５章　障害児通所支援及び障害児相談支援　４１
１　制度概要　４１
２　これまでの実績と見込量　４２
３　現状と課題に関する分析　４４
４　今後の展望　４６

第６章　地域生活支援事業　４７
１　必須事業　４７
２　任意事業　５８

第７章　成果目標のほかに本計画において目指すこと　６１
１　旭川市障がい者福祉施設等整備方針　６１
２　障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応　６２
３　旭川市手話言語に関する基本条例関係　６３
４　障害福祉サービス事業所等における災害時対応　６４

第８章　計画の推進体制　６５
１　各主体の役割　６５
２　計画の管理　６５

第９章　資料編　６５

第１章　計画の基本的事項

１　策定根拠及びこれまでの経緯

本市では，障害者基本法の規定に基づき，障がいのある人の施策に関する基本的な方向を示す旭川市障害者計画を平成８年度に策定し，現在は令和３年度を始期とする第４次旭川市障がい者計画の計画期間中です。

また，障害福祉計画は，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される，市町村及び都道府県が策定する，３年を１期とした障害福祉サービス及び相談支援（以下「障害福祉サービス等（※1）」という。）並びに地域生活支援事業（※1）の提供体制の在り方を，障がい者の権利擁護の観点に基づき，障がい者が希望する生活の実現のために定める計画であり，本市では平成 18 年度を初年度とする第１期旭川市障がい福祉計画以来，６期にわたり策定してきました。

旭川市障がい者計画（網掛け）と旭川市障がい福祉計画の計画期間

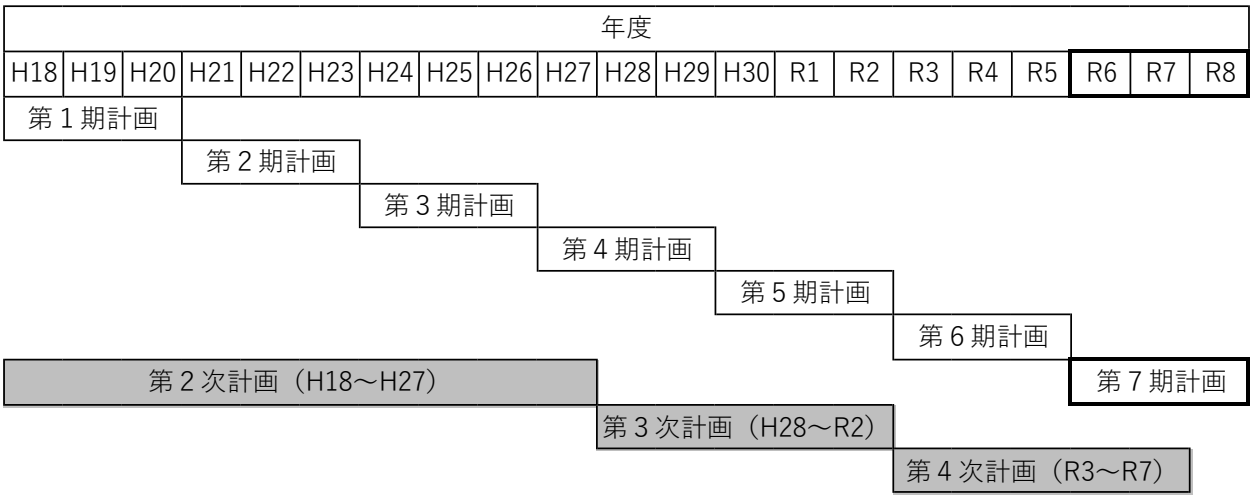

一方，平成 28 年７月には，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され，障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等（※1）」という。）の提供体制の在り方を定める障害児福祉計画の策定が市町村及び都道府県の責務となったことから，第５期旭川市障がい福祉計画と一体的に第１期旭川市障がい児福祉計画を策定しました。

このため，今期においても，第７期旭川市障がい福祉計画と第３期旭川市障がい児福祉計画（※2）を一体的に策定します。

※１　福祉サービスの種類を示すほかの用語について
- 障害福祉サービス等及び地域生活支援事業を総称する用語：障害者総合支援法に基づく福祉サービス
- 障害者総合支援法に基づく福祉サービス及び障害児通所支援等を総称する用語：全ての福祉サービス

※２　各期計画の総称について
- 第７期旭川市障がい福祉計画と第３期旭川市障がい児福祉計画：第７期計画等

2　計画の位置付け

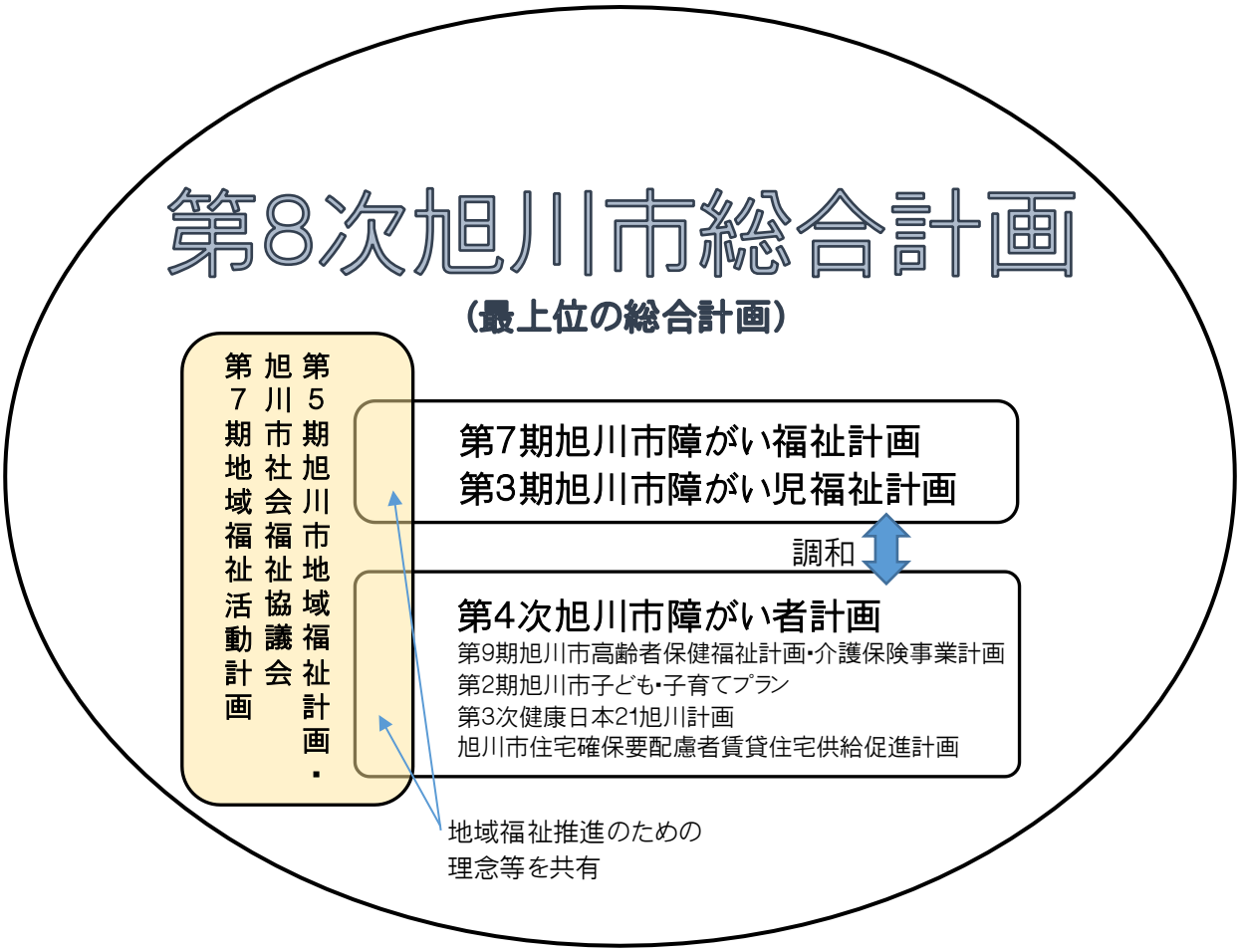

本計画は，第８次旭川市総合計画（以下「総合計画」という。）［計画期間：平成 28 年度～令和９年度］を上位計画とする個別計画の一つとして位置付けられます。また，障がいのある人の福祉に関する事項を定めるほかの個別計画との調和に配慮して策定します。

(1)　総合計画との関連

総合計画の基本政策の一つである「互いに支え合う福祉の推進」では，障がい者の雇用率についての目標が設定されています。本項目と本計画の成果目標の一つである「福祉施設から一般就労への移行等」の推進は密接に関連するものであり，第３章において詳細な検討を行います。

その他，総合計画の目指す方向に沿いながら，旭川市障害者総合相談支援センター（以下「あそーと」という。）を始めとした障がいのある人への相談機関の中・長期的な体制整備や住民が互いに支え合う地域福祉の在り方を検討します。

(2)　各個別計画との調和

ア　第４次旭川市障がい者計画［計画期間：令和３年度～令和７年度］

障害者基本法に基づく社会の実現に向け，市が取り組むべき障がいのある人への施策の基本的な方向を定めており，「障がいのある人もない人も，その人らしく活躍し，互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」を基本理念としています。本計画では，主に旭川市障がい者計画で定める「生活支援」の施策に関する取組を具体的に示します。

イ　第５期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第７期地域福祉活動計画［計画期間：令和６年度～令和 11 年度］

本計画の成果目標である「福祉施設入所者の地域生活への移行」，「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」，「地域生活支援の充実」は，いずれも障がいのある人が住み慣れた地域での安心・安全な生活を送るための支援体制や仕組みづくりです。

これを受け，地域福祉計画で目指す福祉の相談窓口の連携による問題解決を含め，地域福祉の全体的な体制との調和を保ちつつ，障がい者施策を展開します。

ウ　第９期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画［計画期間：令和６年度～令和８年度］

介護保険制度と障がい福祉制度との適用関係等については，かねてより国からも各種通知が発出され，連携を図っています。平成 30 年度からは，高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用に係る制度改正がなされており，共生型サービスの導入や利用者負担に係る見直しが行われています。これにより今まで以上に密接な関わりとなることが想定されるため，自立支援協議会等を通じて，居宅介護支援事業所等と連携していきます。

また，本計画の成果目標である「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については，国から今後示される情報に加え，高齢者分野で先行実施している地域包括ケアシステムに係る取組を参考として，両システムの調和に配慮しながら検討を進めます。

エ　第２期旭川市子ども・子育てプラン［計画期間：令和２年度～令和６年度］

子ども・子育て支援法における「子ども・子育ての内容及び水準は，全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって，良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念及び同法の規定により策定される旭川市子ども・子育てプランとの調和を図ります。

障がいの有無にかかわらず，全ての子どもが共に成長できるよう，障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を基本とした，障害児通所支援等の体制整備に当たり，同プランにおける基本施策である「様々な子どもが健やかに育つ取組の推進」に基づく取組並びに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業と連携していきます。

オ　第３次健康日本２１旭川計画［計画期間：令和６年度～令和 17 年度］

障がいの原因となる疾病の適切な予防や早期発見は，障がいによる心身の機能低下の軽減，二次障がいの予防及びＱＯＬの維持や向上につながるものと考えます。本計画は，全ての福祉サービスの提供体制に係る内容が主ではありますが，第３次健康日本２１旭川計画の基本理念である「誰もが健やかに生き生きと暮らし，幸せを感じることができるまち」を本計画においても共有していきます。

カ　旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

［計画期間：令和元年度～令和９年度］

本計画では，成果目標の一つとして「地域生活支援の充実」を掲げており，障がいのある人が地域において生活する際，安心・安全な居住の場が確保されていることは，基本的かつ重要な要素であるといえます。

このことから，障がいのある人を含む住宅の確保に特に配慮を要する方の賃貸住宅への入居の円滑化や居住の安定確保等に向けた施策の展開を図る住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に基づく取組との協調を図ります。

3　計画の内容

障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定により，「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」が示されています。

基本指針では，本計画の策定に当たり以下の事項に配慮するよう示されています。

また，本計画に盛り込むべき事項を次のとおり定めています。

＜共通項目＞

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組定着

＜障害福祉サービスの提供体制の確保について＞

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 依存症対策の推進

＜相談支援の提供体制の確保について＞

- 相談支援体制の充実・強化
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障害者等に対する支援（都道府県・指定都市の関連事項）
- 協議会の活性化

＜障害児支援の提供体制の確保について＞

- 地域支援体制の構築
- 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児相談支援の提供体制の確保

２　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては，別表第２の２の項に掲げる事項，同表の３の項中各年度における指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。 ）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表の４の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし，（以下略）

別表第２（抜粋）

２　提供体制の確保に係る目標

(1)　障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

障害者について，施設入所者の地域生活への移行，精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築，地域生活支援拠点等が有する機能の充実，福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため，この基本指針に即して，地域の実情に応じて，令和８年度における成果目標を設定すること。

(2)　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

障害児支援の体制整備を推進するため，この基本指針に則して，地域の実情に応じて，令和８年度における成果目標を設定すること。

３　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1)　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

①（略）地域の実情を踏まえて，令和８年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。

②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

(2)　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

①（略）令和８年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。

②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

４　市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

市町村が実施する地域生活支援事業について，第２に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて次の事項を定めること。

①　実施する事業の内容

②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

③　各年度の見込量の確保のための方策

④　その他実施に必要な事項

基本指針によると，上記項目のほかに，市町村独自の目標を設定することができることから，本計画において本市として目指すことを以下のとおり定めます。

① 旭川市障がい者福祉施設等整備方針
② 障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応
③ 旭川市手話言語に関する基本条例関係
④ 障害福祉サービス事業所等における災害時対応

４　計画の作成過程

計画の策定に当たり，全ての福祉サービス事業所に対して実施したアンケート調査（以下「事業所アンケート」という。）のほか，旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議並びに障がい当事者・家族・関係者等の意見を伺うための意見交換会及び自立支援協議会で協議をしました。

実施年月日	内容
令和５年８月 25 日	**旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会** （内容） ○　策定スケジュールについて ○　第６期旭川市障がい福祉計画・第２期旭川市障がい児福祉計画の振り返り ○　本計画の策定に係る国の基本指針の確認
令和５年９月２日	**自立支援協議会こども部会** （内容）医療的ケア児とその家族の交流会 ○　医療的ケア児の家族が抱えている課題等の聴取り
令和５年９月 12 日 ～令和５年 10 月６日	**事業所アンケート** （内容） ○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の需給見通しについて ○　成果目標達成に向けた取組について　　など
令和５年 10 月 26 日	**旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会** （内容） ○　事業所アンケート結果について ○　本計画の成果目標／成果目標のほかに目指すことについて
令和５年 11 月 24 日	**ＮＰＯ法人旭川障害者連絡協議会加盟団体との意見交換会** （内容） ○　本計画（素案）について
令和５年 12 月５日	**旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会** （内容） ○　本計画（素案）について
令和５年 12 月 22 日 ～令和６年１月 26 日	**パブリックコメントの実施**
令和６年２月　　日	**旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会** （内容）パブリックコメント実施結果及び本計画（案）について

第２章　障がい者数等の状況

１　障がい者数等

身体障害者手帳の所持者については，減少傾向が続いていますが，障がい区分別で見ると，内部障がいの数は増加しています。これは国レベルの統計でも同様であり，その解釈では高齢層の障がい者数が多いことから，人口の高齢化が内部障がい者数の増加に影響していると結論付けられています。

また，人口が減少する中で，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。療育手帳については，障害程度別ではＢ判定の区分，年齢別では 18 歳以上の区分が大きく伸びています。近年では，発達に支援を要する子どもの多くが療育手帳を交付されるようになっており，18 歳以上の人の新規申請も一定程度あることから，その結果 18 歳以上の区分は，死亡等による自然減よりも，新規交付や 18 歳未満からスライドしてくる人が多くなっているといえます。

(1)　障がい者手帳所持者数の推移

ア　身体障害者手帳所持者数（各年３月末現在）

(ｱ)　障がい等級別　　（単位：人）

等級＼年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１　級	5,223	5,177	5,180	5,183	4,996
２　級	2,755	2,661	2,588	2,513	2,464
３　級	2,529	2,445	2,376	2,314	2,286
４　級	4,174	4,160	4,148	4,070	3,980
５　級	1,322	1,350	1,392	1,405	1,394
６　級	1,314	1,306	1,294	1,276	1,232
計	17,317	17,099	16,978	16,761	16,352

(ｲ)　障がい区分別　　（単位：人）

区分＼年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
視覚障がい	1,020	1,008	992	973	981
聴覚・平衡機能障がい	2,031	1,994	1,961	1,909	1,848
聴覚	2,017	1,978	1,945	1,895	1,832
平衡機能	14	16	16	14	16
音声・言語・そしゃく機能障がい	171	167	169	166	167
肢体不自由	9,530	9,301	9,148	8,971	8,617
上肢	3,158	3,060	2,968	2,872	2,787
下肢	5,386	5,303	5,285	5,240	5,026
体幹	766	720	682	650	598
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	220	218	213	209	206
上肢機能	71	70	70	70	69
移動機能	149	148	143	139	137
内部障がい	4,565	4,629	4,708	4,742	4,739
心臓機能障がい	2,308	2,347	2,389	2,412	2,379
腎臓機能障がい	1,196	1,213	1,225	1,238	1,250
呼吸器機能障がい	240	204	204	205	200
ぼうこう・直腸機能障がい	706	749	769	764	782
小腸機能障がい	52	49	49	50	49
免疫機能障がい	29	31	33	35	35
肝臓機能障がい	34	36	39	38	44

イ　療育手帳所持者数（各年３月末現在）

(ｱ)　障がい程度別　　（単位：人）

程度＼年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
Ａ（最重度・重度）	1,373	1,391	1,394	1,419	1,444
Ｂ（中度・軽度）	2,817	2,950	2,957	3,171	3,283
計	4,190	4,341	4,351	4,590	4,727

※　療育手帳Ａ　　最重度　ＩＱおおむね20以下　　重度　ＩＱおおむね20～35
　　療育手帳Ｂ　　中度　　ＩＱおおむね35～50　　軽度　ＩＱおおむね50～70

(ｲ)　年齢別　　（単位：人）

年齢＼年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
18歳未満	971	990	992	949	946
18歳以上	3,219	3,351	3,359	3,641	3,781

ウ　精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年３月末現在）　（単位：人）

等級＼年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１　級	318	307	283	265	263
２　級	1,867	1,875	1,943	1,969	2,069
３　級	829	954	1,024	1,164	1,312
計	3,014	3,136	3,250	3,398	3,644

※　１級　日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
　　２級　日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
　　３級　日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか，又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2)　精神障がい者

精神障がい者については，精神障害者保健福祉手帳のほか，「精神障がいを事由とする年金や特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類」，「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」又は「医師の診断書」により精神障がいを確認できる場合は，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用することができます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数と，以下の自立支援医療受給者数及び本市保健所が把握している精神障がい者数の推移を比較すると，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は，精神障がい者の一部であることがわかります。

以上のことから，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の給付対象となる精神障がい者数は，精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移のみでは測れないため，今後の動向を注視する必要があります。

また，発達障がい者及び高次脳機能障がい者については，従前から精神障がい者に含まれるものとして障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の給付対象となっています。

ア　自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年３月末現在）　（単位：人）

	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
自立支援医療（精神通院）受給者	8,139	7,889	8,462	7,933	7,804

イ　精神障がい者数（保健所把握数）の推移（各年３月末現在）　（単位：人）

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年
精神障がい者（保健所把握数）	9,710	9,426	7,854	9,743	9,549

※　令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響により，把握可能な対象に変動があった。

(3)　障がい児

18 歳未満の児童については，障がい者手帳を所持していない場合又は診断名を有しない場合であっても，発達支援の必要が認められることによって，障害児通所支援等の給

付対象となり得るとされています。発達支援の必要性の判断に当たっては，特別支援学級の在籍状況を一つの参考としていますが，以下のとおり，特に自閉症・情緒障がい学級の在籍児童は増加しており，この傾向は，障害児通所支援等を利用する児童の増加に少なからず影響を及ぼしていると考えられます。

特別支援学級の児童生徒数の推移（各年５月１日現在）　（単位：人）

学級の区分		平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
小学校	肢体不自由	19	21	18	21	20
	知的障がい	305	326	355	377	361
	自閉症･情緒障がい	689	719	788	829	883
	病弱・身体虚弱	46	41	47	56	54
	難聴	2	2	4	5	6
	弱視	2	3	7	4	6
	計	1,063	1,112	1,219	1,292	1,330
中学校	肢体不自由	6	5	8	13	12
	知的障がい	138	146	138	137	148
	自閉症･情緒障がい	292	311	326	349	389
	病弱・身体虚弱	16	23	23	22	23
	難聴	4	3	2	0	1
	弱視	0	0	0	1	2
	計	456	488	497	522	575

(4)　難病

平成 25 年４月から，障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障がい者（児）の定義に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって（障害者総合支援法の）政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児)」が加えられ，これにより，病状の変動があるために障がい者手帳を取得できなかった難病患者も，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用できるようになりました。

現在対象となる疾病の数は拡大し，令和３年 11 月現在では 366 疾病となっていますが，障がい者手帳を所持せずに，難病のみを事由として，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する人は少数となっています。

基本指針では，難病患者が障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の給付対象となっている旨の周知を更に図るため，医療費の受給者証の手続を行う窓口において，必要な情報提供を行う等の取組により活用を促すよう規定していることから，本市においても，関係部局間で適宜連携した対応を取っていくことが求められます。

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 備考欄●印　新たに対象となった疾病（6疾病）

※ 備考欄○印　障害者総合支援法の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	備考
1	アイカルディ症候群	
2	アイザックス症候群	
3	IgA腎症	
4	IgG4関連疾患	
5	亜急性硬化性全脳炎	
6	アジソン病	
7	アッシャー症候群	
8	アトピー性脊髄炎	
9	アペール症候群	
10	アミロイドーシス	
11	アラジール症候群	
12	アルポート症候群	
13	アレキサンダー病	
14	アンジェルマン症候群	
15	アントレー・ビクスラー症候群	
16	イソ吉草酸血症	
17	一次性ネフローゼ症候群	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	
19	1p36欠失症候群	
20	遺伝性自己炎症疾患	
21	遺伝性ジストニア	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	
23	遺伝性膵炎	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	
25	ウィーバー症候群	
26	ウィリアムズ症候群	
27	ウィルソン病	
28	ウエスト症候群	
29	ウェルナー症候群	
30	ウォルフラム症候群	
31	ウルリッヒ病	
32	HTLV－1関連脊髄症	
33	ATR－X症候群	
34	ADH分泌異常症	
35	エーラス・ダンロス症候群	
36	エプスタイン症候群	
37	エプスタイン病	
38	エマヌエル症候群	
39	遠位型ミオパチー	
40	円錐角膜	○
41	黄色靭帯骨化症	
42	黄斑ジストロフィー	
43	大田原症候群	
44	オクシピタル・ホーン症候群	
45	オスラー病	
46	カーニー複合	
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
48	潰瘍性大腸炎	
49	下垂体前葉機能低下症	
50	家族性地中海熱	
51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	●
52	家族性良性慢性天疱瘡	
53	カナバン病	
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
55	歌舞伎症候群	
56	ガラクトース - 1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
57	カルニチン回路異常症	
58	加齢黄斑変性	○
59	肝型糖原病	
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
61	環状20番染色体症候群	
62	関節リウマチ	
63	完全大血管転位症	
64	眼皮膚白皮症	
65	偽性副甲状腺機能低下症	
66	ギャロウェイ・モワト症候群	
67	急性壊死性脳症	○
68	急性網膜壊死	○
69	球脊髄性筋萎縮症	
70	急速進行性糸球体腎炎	
71	強直性脊椎炎	
72	巨細胞性動脈炎	
73	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	
74	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
76	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	
77	筋萎縮性側索硬化症	
78	筋型糖原病	
79	筋ジストロフィー	
80	クッシング病	
81	クリオピリン関連周期熱症候群	
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
83	クルーゾン症候群	
84	グルコーストランスポーター1欠損症	
85	グルタル酸血症1型	
86	グルタル酸血症2型	
87	クロウ・深瀬症候群	
88	クローン病	
89	クロンカイト・カナダ症候群	
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
91	結節性硬化症	
92	結節性多発動脈炎	

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 備考欄●印　新たに対象となった疾病（6疾病）

※ 備考欄○印　障害者総合支援法の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	備考
93	血栓性血小板減少性紫斑病	
94	限局性皮質異形成	
95	原発性局所多汗症	○
96	原発性硬化性胆管炎	
97	原発性高脂血症	
98	原発性側索硬化症	
99	原発性胆汁性胆管炎	
100	原発性免疫不全症候群	
101	顕微鏡的大腸炎	○
102	顕微鏡的多発血管炎	
103	高IgD症候群	
104	好酸球性消化管疾患	
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
106	好酸球性副鼻腔炎	
107	抗糸球体基底膜腎炎	
108	後縦靭帯骨化症	
109	甲状腺ホルモン不応症	
110	拘束型心筋症	
111	高チロシン血症1型	
112	高チロシン血症2型	
113	高チロシン血症3型	
114	後天性赤芽球癆	
115	広範脊柱管狭窄症	
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	
117	抗リン脂質抗体症候群	
118	コケイン症候群	
119	コステロ症候群	
120	骨形成不全症	
121	骨髄異形成症候群	○
122	骨髄線維症	○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	
124	5p欠失症候群	
125	コフィン・シリス症候群	
126	コフィン・ローリー症候群	
127	混合性結合組織病	
128	鰓耳腎症候群	
129	再生不良性貧血	
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○
131	再発性多発軟骨炎	
132	左心低形成症候群	
133	サルコイドーシス	
134	三尖弁閉鎖症	
135	三頭酵素欠損症	
136	CFC症候群	
137	シェーグレン症候群	
138	色素性乾皮症	

番号	疾病名	備考
139	自己貪食空胞性ミオパチー	
140	自己免疫性肝炎	
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	●
142	自己免疫性溶血性貧血	
143	四肢形成不全	○
144	シトステロール血症	
145	シトリン欠損症	
146	紫斑病性腎炎	
147	脂肪萎縮症	
148	若年性特発性関節炎	
149	若年性肺気腫	
150	シャルコー・マリー・トゥース病	
151	重症筋無力症	
152	修正大血管転位症	
153	ジュベール症候群関連疾患	
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
156	神経細胞移動異常症	
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
158	神経線維腫症	
159	神経フェリチン症	
160	神経有棘赤血球症	
161	進行性核上性麻痺	
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	●
163	進行性骨化性線維異形成症	
164	進行性多巣性白質脳症	
165	進行性白質脳症	
166	進行性ミオクローヌスてんかん	
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
169	スタージ・ウェーバー症候群	
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
171	スミス・マギニス症候群	
172	スモン	○
173	脆弱X症候群	
174	脆弱X症候群関連疾患	
175	成人スチル病	
176	成長ホルモン分泌亢進症	
177	脊髄空洞症	
178	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	
179	脊髄髄膜瘤	
180	脊髄性筋萎縮症	
181	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
182	前眼部形成異常	
183	全身性エリテマトーデス	
184	全身性強皮症	

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 備考欄●印　新たに対象となった疾病（6疾病）

※ 備考欄○印　障害者総合支援法の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	備考
185	先天異常症候群	
186	先天性横隔膜ヘルニア	
187	先天性核上性球麻痺	
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
189	先天性魚鱗癬	
190	先天性筋無力症候群	
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	
192	先天性三尖弁狭窄症	
193	先天性腎性尿崩症	
194	先天性赤血球形成異常性貧血	
195	先天性僧帽弁狭窄症	
196	先天性大脳白質形成不全症	
197	先天性肺静脈狭窄症	
198	先天性風疹症候群	○
199	先天性副腎低形成症	
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	
201	先天性ミオパチー	
202	先天性無痛無汗症	
203	先天性葉酸吸収不全	
204	前頭側頭葉変性症	
205	早期ミオクロニー脳症	
206	総動脈幹遺残症	
207	総排泄腔遺残	
208	総排泄腔外反症	
209	ソトス症候群	
210	ダイアモンド・ブラックファン貧血	
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
212	大脳皮質基底核変性症	
213	大理石骨病	
214	ダウン症候群	○
215	高安動脈炎	
216	多系統萎縮症	
217	タナトフォリック骨異形成症	
218	多発血管炎性肉芽腫症	
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
220	多発性軟骨性外骨腫症	○
221	多発性嚢胞腎	
222	多脾症候群	
223	タンジール病	
224	単心室症	
225	弾性線維性仮性黄色腫	
226	短腸症候群	○
227	胆道閉鎖症	
228	遅発性内リンパ水腫	
229	チャージ症候群	
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	

番号	疾病名	備考
231	中毒性表皮壊死症	
232	腸管神経節細胞僅少症	
233	TSH分泌亢進症	
234	TNF受容体関連周期性症候群	
235	低ホスファターゼ症	
236	天疱瘡	
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
238	特発性拡張型心筋症	
239	特発性間質性肺炎	
240	特発性基底核石灰化症	
241	特発性血小板減少性紫斑病	
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
243	特発性後天性全身性無汗症	
244	特発性大腿骨頭壊死症	
245	特発性多中心性キャッスルマン病	
246	特発性門脈圧亢進症	
247	特発性両側性感音難聴	
248	突発性難聴	○
249	ドラベ症候群	
250	中條・西村症候群	
251	那須・ハコラ病	
252	軟骨無形成症	
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
254	22q11.2欠失症候群	
255	乳幼児肝巨大血管腫	
256	尿素サイクル異常症	
257	ヌーナン症候群	
258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	
259	ネフロン癆	●
260	脳クレアチン欠乏症候群	●
261	脳腱黄色腫症	
262	脳表ヘモジデリン沈着症	
263	膿疱性乾癬	
264	嚢胞性線維症	
265	パーキンソン病	
266	バージャー病	
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
268	肺動脈性肺高血圧症	
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
270	肺胞低換気症候群	
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
272	バッド・キアリ症候群	
273	ハンチントン病	
274	汎発性特発性骨増殖症	○
275	PCDH19関連症候群	
276	非ケトーシス型高グリシン血症	

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 備考欄●印　新たに対象となった疾病（6疾病）

※ 備考欄○印　障害者総合支援法の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	備考
277	肥厚性皮膚骨膜症	
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
280	肥大型心筋症	
281	左肺動脈右肺動脈起始症	
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
285	非典型溶血性尿毒症症候群	
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	
288	びまん性汎細気管支炎	○
289	肥満低換気症候群	○
290	表皮水疱症	
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
292	VATER症候群	
293	ファイファー症候群	
294	ファロー四徴症	
295	ファンコニ貧血	
296	封入体筋炎	
297	フェニルケトン尿症	
298	フォンタン術後症候群	○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	
300	副甲状腺機能低下症	
301	副腎白質ジストロフィー	
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
303	ブラウ症候群	
304	プラダー・ウィリ症候群	
305	プリオン病	
306	プロピオン酸血症	
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
308	閉塞性細気管支炎	
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	
310	ベーチェット病	
311	ベスレムミオパチー	
312	ヘパリン起因性血小板減少症	○
313	ヘモクロマトーシス	○
314	ペリー症候群	
315	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
317	片側巨脳症	
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
319	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
321	ホモシスチン尿症	●
322	ポルフィリン症	

番号	疾病名	備考
323	マリネスコ・シェーグレン症候群	
324	マルファン症候群	
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
327	慢性再発性多発性骨髄炎	
328	慢性膵炎	○
329	慢性特発性偽性腸閉塞症	
330	ミオクロニー欠神てんかん	
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
332	ミトコンドリア病	
333	無虹彩症	
334	無脾症候群	
335	無βリポタンパク血症	
336	メープルシロップ尿症	
337	メチルグルタコン酸尿症	
338	メチルマロン酸血症	
339	メビウス症候群	
340	メンケス病	
341	網膜色素変性症	
342	もやもや病	
343	モワット・ウイルソン症候群	
344	薬剤性過敏症症候群	○
345	ヤング・シンプソン症候群	
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
348	4p欠失症候群	
349	ライソゾーム病	
350	ラスムッセン脳炎	
351	ランゲルハンス細胞組織球症	○
352	ランドウ・クレフナー症候群	
353	リジン尿性蛋白不耐症	
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
355	両大血管右室起始症	
356	リンパ管腫症/ゴーハム病	
357	リンパ脈管筋腫症	
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
360	レーベル遺伝性視神経症	
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
363	レット症候群	
364	レノックス・ガストー症候群	
365	ロスムンド・トムソン症候群	
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

2　支給決定者数

(1) 支給決定者数の推移

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の支給決定者数は次表のように推移しており，近年では，就労継続支援Ｂ型，共同生活援助（以下「グループホーム」という。），児童発達支援，放課後等デイサービスが増えています。

ア　障害福祉サービス等の支給決定者数の推移　（単位：人）

年 / サービス	平成31年3月	令和２年3月	令和３年3月	令和４年3月	令和５年3月	令和５年8月
居宅介護	1,010	1,001	1,019	949	884	865
重度訪問介護	25	26	22	19	18	18
同行援護	107	94	93	77	84	80
行動援護	58	66	73	77	79	81
生活介護	1,307	1,328	1,316	1,324	1,329	1,327
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	14	11	11	4	4	4
宿泊型自立訓練	35	28	28	31	22	18
就労移行支援	117	128	102	84	78	98
就労継続支援（A型）	138	134	131	138	145	152
就労継続支援（B型）	1,716	1,754	1,764	1,778	1,852	1,893
就労定着支援	0	0	0	0	8	9
療養介護	114	115	115	116	113	114
短期入所	811	793	761	734	732	725
自立生活援助	0	2	4	6	5	5
グループホーム	655	709	752	831	918	939
施設入所支援	621	610	637	635	639	578
小　計	6,728	6,799	6,828	6,803	6,911	6,907
計画相談支援	2,464	2,600	2,714	2,763	2,809	2,815
地域移行支援	0	3	2	1	0	2
地域定着支援	0	0	0	0	3	0
小　計	2,464	2,603	2,716	2,764	2,812	2,817
合　計	9,192	9,402	9,544	9,567	9,723	9,724

※　複数の支給決定を受けている人は，それぞれのサービスの支給決定者数として計上していますので，合計は実際の障害福祉サービス等の支給決定者数ではありません。

イ　障害児通所支援等の支給決定者数の推移　（単位：人）

年 / サービス	平成31年3月	令和２年3月	令和３年3月	令和４年3月	令和５年3月	令和５年8月
児童発達支援	444	476	503	572	662	579
医療型児童発達支援	29	28	0	0	0	0
放課後等デイサービス	951	1,007	1,086	1,162	1,242	1,390
保育所等訪問支援	37	55	51	46	64	79
居宅型児童発達支援	0	0	1	1	1	1
小　計	1,461	1,566	1,641	1,781	1,969	2,049
障害児相談支援	316	302	333	353	358	347
合　計	1,777	1,868	1,974	2,134	2,327	2,396

※　複数の支給決定を受けている人は，それぞれのサービスの支給決定者数として計上していますので，合計は実際の障害児通所支援等の支給決定者数ではありません。

(2) 支給決定者の傾向

近年は，障がい者の高齢化及び障がい程度の重度化が続いており，本市の支給決定者の状況としても，令和２年８月時点では60歳以上：921人・障害支援区分６：657人であったものが，令和５年８月時点では60歳以上：938人・障害支援区分６：660人となっています。

また，この間支給決定者数は約70人増加していますが，64人程度が精神障がいを事由とした対象者となっています。

一方，障害児通所支援については，放課後等デイサービスの伸びが顕著ですが，障がい者手帳を所持していない小学校低学年の児童が多い傾向にあります。なお，平成22年４月から，本市では障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく児童デイサービスの利用者を，それまで小学生に限定していた取扱いから18歳（児童福祉法及び関係法令で定める内容に該当する場合は20歳）にまで拡大しています。また，放課後等デイサービスに占める中学生・高校生の支給決定者数は年々増えており，令和４年度末の実績では中学生で約230人，高校生で約90人となっています。

３　障害福祉関係予算の推移

第６期計画期間までの進捗状況を見ると，全国共通の基準により実施される障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に係る事業費（以下「サービス事業費」という。）が毎年増加しており，令和４年度の決算額は約 122 億円と，平成 29 年度の決算額の約 1.18 倍となっています。

このことは，多くの障がい者がサービスを利用できるようになっているということであり，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等事業者が積極的に事業展開を進めることで，本市におけるサービス提供体制が拡大していることを示しています。

障害福祉関係予算の決算額

	障害者福祉費＋障害児通所給付費（児童措置費の一部）（※１）	うちサービス事業費（※２）
平成 29 年度	１３５億５，７６７万７千円	１０３億４，６０９万１千円
平成 30 年度	１３８億４，６５８万３千円	１０６億６，１０６万０千円
令和元年度	１４０億９，３２７万４千円	１０９億６，７３８万２千円
令和２年度	１４５億７，７８１万９千円	１１３億５，５０５万９千円
令和３年度	１５２億５，５２１万５千円	１１８億１，６２６万６千円
令和４年度	１５５億５，７６７万６千円	１２１億９，３８５万７千円

※１　旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書による。
※２　障害者総合支援法に基づく介護給付，訓練等給付その他の個別給付（計画相談支援給付等）及び児童福祉法に基づく障害児通所給付その他の個別給付（障害児相談支援給付等）の扶助費の合計額

一方，サービス事業費の増加にもかかわらず，個々の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等については，重度障がい者，医療的ケアを必要とする人，強度の行動障がいのある人等が利用可能な事業所が限られている等の課題が第６期計画期間中から続いています。

また，サービス事業費が増加する一方，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を補完するものとして，地域の実情等に合わせ，市町村の創意工夫により実施可能となる地域生活支援事業の予算を確保することが難しい状況も続いています。

第３章　成果目標の設定

基本指針に示されている成果目標は以下のとおりです。

目　標	内　　容
施設入所者の地域生活への移行	○　令和４年度末時点の福祉施設に入所している障がい者の６％以上が，令和８年度末までに地域生活へ移行する。 ○　令和８年度末時点における施設入所者数を，令和４年度末時点から５％以上削減する。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	○　市町村ごとに保健，医療，福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。 ○　保健，医療，福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
地域生活支援の充実	○　各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに，効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め，また，年１回以上，支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する。 ○　強度行動障害を有する者に関し，各市町村において支援ニーズを把握し，支援体制の整備を進める。
福祉施設から一般就労への移行等	○　令和８年度中に一般就労へ移行する者を，令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。 ※　事業所別の内訳 就労移行支援事業所：1.31 倍以上　就労継続支援 A 型事業所：1.29 倍以上 就労継続支援 B 型事業所：1.28 倍以上 ○　令和８年度中に就労定着支援事業を利用する者を，令和３年度実績の 1.41 倍以上とする。
障害児支援の提供体制の整備等	○　令和８年度末までに，児童発達支援センターを１か所以上設置する。 ○　令和８年度末までに，障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ○　令和８年度末までに，主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保する。 ○　令和８年度末までに，保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに，医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
相談支援体制の充実・強化等	○　令和８年度末までに，基幹相談支援センターを設置する。 ○　自立支援協議会において，個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○　令和８年度末までに，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

※　全項目について，地域の実情を踏まえ基本指針で規定する目標値以下の成果目標を設定することが可能である。

1　施設入所者の地域生活への移行

(1)　第６期計画の成果目標及び実績値／本計画の成果目標

		第６期計画			第７期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域移行者	成果目標	36 人			34 人		
	実績値	2 人	0 人	－	－	－	－
施設入所者	成果目標	－	－	582 人	－	－	527 人
	実績値	567 人	555 人	－	－	－	－

(2)　第６期計画期間における現状と課題

ア　施設入所者数については，令和５年度時点において成果目標をおおむね達成することが見込まれるものの，地域移行者数については達成が難しい状況です。

イ　地域生活への移行に関する事業所アンケートの結果

本件に対する課題として「家族や後見人等が入所継続を希望していることが多い」，「グループホームなどの地域生活を送る上での地域資源が不足している」，「本人の高齢化や重度化が進んでいる」などが挙げられていました。

また，「障害福祉サービス等を含むサービスのコーディネート機能の強化」，「入所等をしていた施設等と地域での新しい居住場所との継続的な連携体制の確立」，「地域移行が円滑に進まなかった場合のサポート体制」が移行後の地域生活を継続する際に重要であるとの声も多くありました。

ウ　地域移行者の大半が福祉施設退所後グループホームを利用しています。

エ　障がい者の重度化・高齢化が顕在化しつつあり，当該対象者を受入れ可能な人材面・設備面共に整っているグループホームが少ない状況です。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　地域で安全・安心に暮らすための体制整備として，地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組を進めます。

イ　地域における居住先の確保として，グループホームに係る体制整備を図ります。

ウ　障がい者の重度化・高齢化に対応する支援員のスキルアップに向けた研修等の実施について検討を行います。

(4)　その他

全ての障がいのある人が地域生活への移行対象となるわけではなく，障害者支援施設の重要性は変わるものではありません。特に強度の行動障がい，重度の自閉症等により，地域での生活が困難である人に対する入所施設でのサービス提供は必要不可欠です。

これらを踏まえながら，障がいのある人本人の心身の状況や希望する生活等に応じ，地域生活への移行の支援を行っていくという認識を広く共有していきます。

2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1)　第６期計画の成果目標及び実績値／本計画の成果目標

		第６期計画			第７期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場開催回数	成果目標	１回	１回	１回	４回	４回	４回
	実績値	３回	６回	－	－	－	－
目標設定・評価の実施	成果目標	－	－	－	各１回	各１回	各１回
	実績値	－	－	－	－	－	－

(2)　第６期計画期間における現状

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは，精神障がいのある人が地域の一員として，安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，医療，障害福祉・介護，住まい，社会参加（就労），地域の助け合い・教育（普及啓発）が包括的に確保されたシステムのことを指します。このシステムが，「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものとなり，また，多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されています。

第６期計画期間中においては，医療（精神科病院，訪問看護事業所），相談（地域活動支援センターⅠ型，基幹相談支援センター），行政（障害福祉，保健所，住宅政策）等の関係者で構成する協議の場を令和４年度末までに９回開催し，地域の現状と課題解決に向けた取組等の確認シートを作成しました。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　協議の場に先立ってコアメンバーで成果目標を共有し，協議の場で目標選定，目標達成に向けた活動，活動結果の評価までの一連の取組が円滑に進められるよう努めます。

イ　医療，障害福祉・介護，住まい，社会参加（就労），地域の助け合い・教育（普及啓発）の５項目からなる構成要素に分類される課題の中から，協議の場で毎年度取り組むべき目標を選定して達成に向けた活動を行い，活動結果の評価を実施します。

3　地域生活支援の充実

(1)　第６期計画期間における現状と課題

ア　本市が有するべき地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能・今後進むべき方向性等については下表のとおり整理し，機能充実に向けた取組や支援体制の在り方についての検討を進めてきました。

居住支援機能		グループホームの設置推進，高齢者施策の居住の場の活用可能性を模索 等
地域支援機能	**相談**	相談支援事業所の増，基幹相談支援センターその他相談機関の機能整理，夜間・休日等の相談体制の在り方の検討 等
	体験の機会・場	一人暮らしを目指す人への体験の機会・場の提供体制の拡充 等
	緊急時の受入れ・対応	短期入所利用予定者の情報をあらかじめ事業所が把握できる仕組みによる円滑な受入れ体制を構築 等
	専門的人材の確保・養成	自立支援協議会等の主催による障がい特性や支援技術に係る研修の充実 等
	地域の体制づくり	障害福祉サービス事業所等及び高齢者その他の分野との連携強化等

イ　相談の機能では，市内を４地域に分割し，担当地域に居住する障がい者からの一般的な相談に対応する体制を令和５年度から開始するなど，一定程度整理が進みました。また，緊急時の受入れ・対応の機能では，短期入所事業所の空き情報を関係者が随時把握できる仕組みを構築しました。

ウ　居住支援機能，専門的人材の確保・養成，地域の体制づくりの機能については，自立支援協議会各部会の研修等を通じて取組を進めています。

エ　体験の機会・場の機能については，具体的な取組手法について今後検討を行います。

(2)　本計画での成果目標

ア　効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め，年１回以上，支援の実績等を踏まえ運用状況を検証します。

イ　強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し，その結果を基に対応を検討します。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　本市と基幹相談支援センターが連携して相談機関の機能整理を実施するとともに，自立支援協議会各部会の活動を通じて，部会員間，関係機関，高齢者分野の専門職等との連携を強化することにより，地域生活支援体制の充実につなげていきます。

イ　強度行動障害を有する人の支援ニーズ把握について，アンケート調査やヒアリング調査などを実施します。

４　福祉施設から一般就労への移行等

(1)　第６期計画の成果目標及び実績値／本計画の成果目標

			第６期計画			第７期計画		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
一般就労移行者	①成果目標		－	－	84 人	－	－	70 人
	②実績値		53 人	48 人		－	－	－
	①・②の内訳	うち就労移行	36 人	25 人	52 人	－	－	48 人
		うち就労 A	3 人	10 人	6 人	－		4 人
		うち就労 B	14 人	13 人	26 人	－	－	18 人
就労定着支援事業利用者	成果目標		－	－	60 人	－	－	13 人
	実績値		0 人	9 人	－	－	－	－

(2)　第６期計画期間における現状と課題

ア　福祉施設から一般就労への移行者数について

就労移行支援事業所は，一般就労への移行において重要な役割を担っていると基本指針で言及されていますが，本市においてはサービスを提供している事業所数が令和３年度当初の８箇所から令和５年８月時点では５箇所まで減少していることが大きく影響し，一般就労移行者数についての成果目標を令和５年度末までに達成するのは難しい状況です。

イ　法定雇用率の達成状況等について（令和４年６月現在）

本市の民間企業における雇用率は 2.39％と法定雇用率を上回っています。なお，対象企業における法定雇用率達成率は 59.9％となっています。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　障がい者雇用分野における関係機関の連携を強化し，支援ノウハウや有益な情報の共有を進めます。

イ　就業後の障がい者の職場定着支援体制を充実させることにより，雇用する側の不安感を軽減し就業先の増加につなげます。

ウ　特別支援学校在校生の進路選択や就労希望者への体験機会の提供を目的とした「障害者職場実習推進事業」等の取組を推進していきます。

5　障がい児支援の提供体制の整備等

(1)　第６期計画期間における現状

ア　児童発達支援センター

児童発達支援センターを中心とした障がい児支援の在り方の検討を進めることを成果目標に掲げ，市内児童発達支援センターとともに，児童発達支援センターの担うべき役割について協議を行ってきました。国による「障害児通所支援に関する検討会」の報告書で示された４つの機能を踏まえて，今後更にセンターとしてどのように機能を発揮していくのかを整理し，その結果を踏まえた共通認識に基づく障がい児支援を実施していくことが必要と考えます。

イ　保育所等訪問支援

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の実現を目指し，一般的な子育て支援施策を後方支援する保育所等訪問支援等の周知と利用促進を図るという目標の達成のため，自立支援協議会で開催した研修会において，保育所等訪問のサービス内容や効果について説明するなどの周知に努めました。当該取組にかかわらず，依然として本市における保育所等訪問支援の利用実績が少ないことから，児童発達支援センターの取組と連携し，更なる利用促進を図ることが課題です。

ウ　重症心身障がい児・医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し，たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受け日常生活を送るこども（以下「医療的ケア児という。」）への支援体制の検討や関係機関の連携を図ることを目的とした協議の場(以下「医療的ケア児に係る協議の場」という。）を自立支援協議会内に設置し，医療的ケア児の保護者に対して，実態調査を行いました。

今後は，実態調査で得られたニーズを踏まえた支援の在り方や，地域課題に係る所要の検討を行う予定です。

(2)　本計画での成果目標

ア　基本指針で示される「令和８年度末までに，児童発達支援センターを設置すること」については既に達成済（市内には６か所設置）であるため，本市の実情に応じた，児童発達支援センターとしての機能の発揮の仕方について検討を進めます。

イ　基本指針と同様，令和８年度末までに，障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

ウ　基本指針で示される「令和８年度末までに，主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること」についても，市内には主として重症心身障がい児を通わせる障害児通所支援事業所が４か所ありますが，重症心身障がい児のニーズの把握及びそれを関係機関と共有することにより，適正な事業所数等について継続的に検討を行います。

エ　医療的ケア児に係る協議の場において，医療的ケア児への総合的な支援体制の構

築等に係る検討をしながら，令和８年度末までに，医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し，総合的かつ包括的な支援につなげる「医療的ケア児等コーディネーター」を設置します。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　児童発達支援センター

児童発達支援センターは，障がい児支援において地域の中核機能を担うため，①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能，②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能，③地域のインクルージョン推進の中核機能，④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の４つの機能を発揮することが期待されていますが，市内の児童発達支援センターにおいては，これらの機能を十分に有していません。そのため，引き続き児童発達支援センターと協議し共通認識を持ちながら，各センターの強みを生かした支援について検討を進めます。

イ　保育所等訪問支援

本市の現状としては，指定事業所件数に比べ利用が低調な状況であることから，児童発達支援センターにおける地域のインクルージョン推進の中核機能を充実させ，当該機能を活用して本事業を受け入れる機関（保育所・小学校等）への理解促進を図ります。

ウ　重症心身障がい児・医療的ケア児

(ｱ) 医療的ケア児に係る協議の場においては，市の関係部局及び医療的ケア児の相談機関が集まり，各所における医療的ケア児への対応，医療的ケア児の実情の共有などを図っていきます。

(ｲ) 重症心身障がい児や医療的ケア児については，現時点で障害児通所支援等を利用していない又は身体障害者手帳に該当せずに医療的ケアのみが求められる事例などがあり，状況の把握が行政だけでは難しいことから，医療的ケア児に係る協議の場等において，ニーズの把握に基づく所要の検討を進めていきます。

(ｳ) 医療的ケア児に係る協議の場で実施した「医療的ケア児者とその家族の交流会」において，保護者から「複合的な支援を必要とする際の問合せを各支援機関に対して行う必要があり苦労した」という声が複数あったため，多分野にまたがる支援の利用を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置について，医療的ケア児に係る協議の場等で検討を進めます。

6　相談支援体制の充実・強化等

(1)　成果目標設定の背景

ア　基幹相談支援センター

(ｱ) 主任相談支援専門員の配置について

令和２年度から主任相談支援専門員の資格要件を満たす者を配置し，地域の相談支援体制の強化を図っています。

(ｲ) 人材育成について

a　旭川市自立支援協議会の事務局を担っており，同協議会専門部会である，相談支援部会（相談支援ネットワーク）において事例検討や地域課題の抽出を行い，協議の中で，相談支援専門員の資質向上及び人材育成に取り組みました。

b　基幹相談支援センター独自の事業として，相談支援専門員向けの研修の実施などによる人材育成に取り組みました。

イ　委託相談支援事業所

令和５年度から，市内を４つの地域に区分けし，各地区の一般的な相談支援を委託相談支援事業所で担う体制として整理しました。

これに加え，地域活動支援センターⅠ型においても，継続して一般的な相談対応を行っています。

ウ　指定特定相談支援等事業所

本市では，全ての障害福祉サービス等及び障害児通所支援を利用する人に計画相談支援等の支給決定を行える体制が十分ではありません。

以上のことから，本市では国が障害者福祉における相談支援の充実の観点に基づき示している図（以下「図１」という。）の第１層機能が手薄であることにより，委託相談支援事業所及び地域活動支援センターⅠ型が一般的な相談から計画相談につなぐべき相談についても継続して対応する構造となっており，委託相談支援事業所の負担が増大しています。これに加えて基幹相談支援センターが第２層機能の一部を負担する状態となっており，結果として計画相談支援等を必要とする障がい者に十分な相談支援体制が整えられていない状態が続いています。

(2)　本計画での成果目標

障がい者が相談支援を受けやすいよう，相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の整備を図ります。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を１名以上配置し，同センターを中心に総合的・専門的な相談支援を実施します。

イ　地域の相談支援体制の強化

(ｱ)　基幹相談支援センター関係

a　指定特定相談支援事業所を訪問（各事業所年１回）するなどして，地域の相

談支援事業所に対し，専門的な助言を行います。

b　自立支援協議会　相談支援部会を年４回以上開催し，地域の相談支援機関の課題を把握し，連携して課題解決に取り組みます。

c　相談支援専門員の資質向上に資する研修を年１回以上開催し，地域の相談支援事業所の人材を育成します。

(ｲ)　委託等事業所関係

a　一般的な相談窓口として，広く障害者相談を実施します。

b　基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し，地域の計画相談支援の強化に向けた取組を行います。

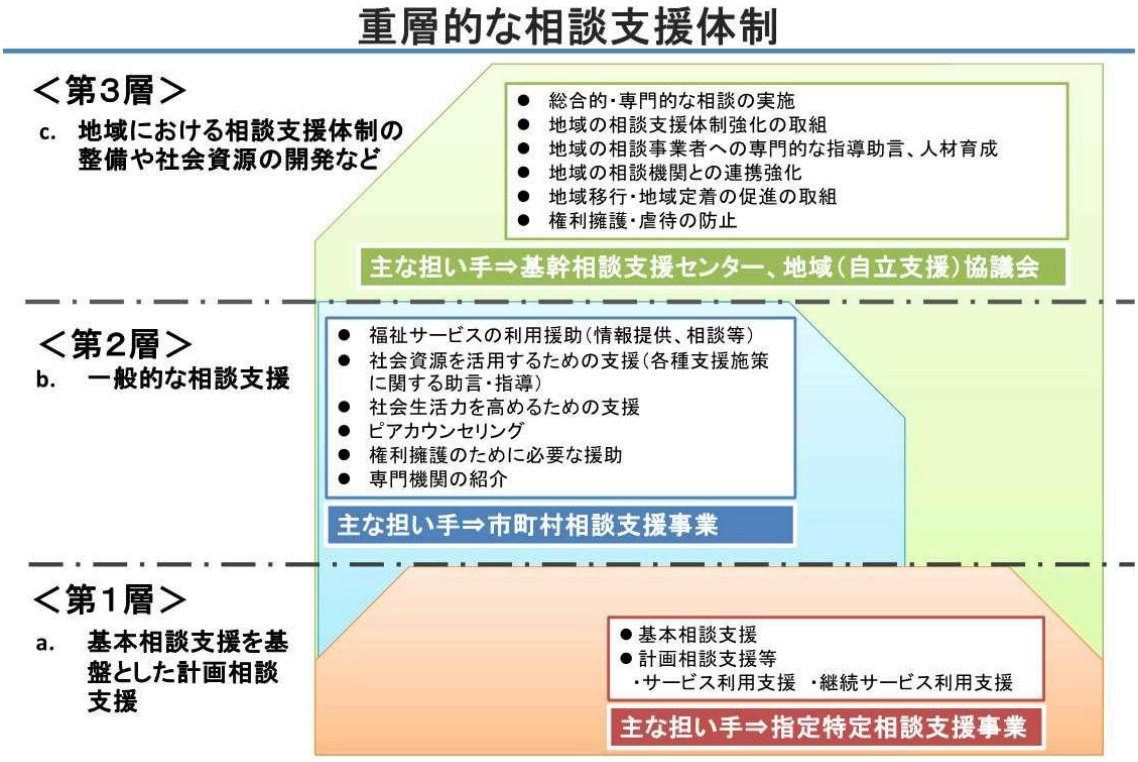

図１　「障害者福祉における相談支援の充実に向けた取組について」（国資料）を引用

7　障害福祉サービス等の質の向上

(1)　成果目標設定の背景

障害福祉サービス等が多様化し，多くの事業所が参入しているなかで，改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に，その目的を果たすためには，利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため，障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い，障害福祉サービス等の利用状況を把握し，利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかを検証する必要があることが，基本指針により示されています。

(2)　本計画での成果目標

令和８年度末までに，サービスの質の向上を図るための各種取組を実施します。

(3)　成果目標達成に向けた取組

ア　北海道や本市（自立支援協議会）等が実施する研修（初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等）へ市職員が参加することで，障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進します。

イ　利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供されるよう促すため，「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に努めます。

ウ　年に１度本市が実施する事業所に対する集団指導の場において，事業所への指導事項や請求誤りの事例を説明するとともに，個別の事業所とも介護給付費等の請求に係る審査結果を適宜共有することで，請求誤り等に起因する事務負担の軽減を図ります。

第４章　障害福祉サービス及び相談支援

１　制度概要

(1)　訪問系サービスの概要

サービス名	概　要	対象者
居宅介護	ホームヘルパーを住居等に派遣し，入浴，排泄又は食事の介護等を行います。	障害支援区分１以上（児童はこれに相当する者）
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者の住居等にホームヘルパーを派遣し，入浴，排泄又は食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供します。	障害支援区分４以上の重度の肢体不自由者，知的・精神障がい者で行動上著しい困難を有し常時介護を要する者（その他条件あり）
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し，移動時と外出先において必要な視覚的情報の支援，移動の援護などを行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動する際に，危険を回避するために必要な援護を行います。	障害支援区分３以上の知的障がい者・精神障がい者（その他条件あり）（児童はこれに相当する者）

(2)　日中活動系サービスの概要

サービス名	概　要	対象者
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に対し，主として昼間において，障害者支援施設等の施設で入浴，排泄及び食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	①障害支援区分３（施設に入所する場合は区分４）以上 ②年齢が 50 歳以上の場合は，区分２（施設に入所する場合は区分３）以上
自立訓練（機能訓練）	障がい者に対し，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，一定の期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。	身体障がい者及び難病対象者
自立訓練（生活訓練）	障がい者に対し，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，一定の期間，生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病対象者
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち，日中，一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対し，一定の期間居住の場を提供し，家事等の日常生活能力の向上のための支援，生活等に関する相談・助言その他必要な支援を行います。	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病対象者

サービス名	概　要	対象者
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し，一定の期間，生産活動等の機会の提供を通じて，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	就労を希望する 65 歳未満の障がい者（その他条件あり）
就労継続支援（A 型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し，就労の機会を提供するとともに，生産活動等の機会の提供を通じて，その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	企業等に就労することが困難であって，雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の障がい者
就労継続支援（B 型）	就労経験のある障がい者などに対し，就労の機会を提供するとともに，生産活動等の機会の提供を通じて，その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	企業等に就労することが困難な障がい者
就労定着支援	一般就労へ移行した人に，就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等を通じて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	生活介護．自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者（その他条件あり）
就労選択支援	就労を希望する障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう，就労アセスメントの手法を活用して，本人の希望，就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある障がい者
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し，主として昼間において，病院などの施設で機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。	①筋萎縮性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分６の障がい者 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって，障害支援区分５以上
短期入所	家族の病気等により一時的に保護が必要になった障がい者（児）に対し，障害者支援施設等に短期間入所させ，入浴，排泄又は食事の介護等を行います。	在宅の障がい者（児）（児童以外は障害支援区分１以上）

(3)　居住系サービスの概要

サービス名	概　要	対象者
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために，定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で１人暮らしを希望する者等
グループホーム	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において相談，入浴，排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病対象者
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し，主として夜間において，入浴，排泄又は食事の介護などを行います。	①生活介護利用者のうち，障害支援区分４以上（50 歳以上の場合は区分３以上） ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち，地域の社会資源の状況等により，通所することが困難な障がい者

(4)　相談支援の概要

サービス名	概　要	対象者
計画相談支援	【サービス利用支援】 障害福祉サービス等の支給決定時において，対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「サービス等利用計画」の立案等に係る支援を行います。 【継続サービス利用支援】 障害福祉サービス等の支給決定期間において，対象者が適切にサービスを利用できるよう，支給決定時に作成した「サービス等利用計画」を適時見直す等の支援を行います。	障害福祉サービス等を利用する全ての者
地域移行支援	退所又は退院に当たり，住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	障害者支援施設等に入所中又は精神科病院等に入院中の障がい者で，地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
地域定着支援	対象者との常時の連絡体制を確保し，障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において，相談その他の支援を行います。	居宅にて単身等で生活をする障がい者で，緊急時の支援が見込めない状況にある者（退所や退院等により地域移行し，生活が不安定である者等を含む。）

2　これまでの実績と見込量

(1)　訪問系サービス

項目				第６期計画			第７期計画		
				Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
訪問系サービス		見込量	時間／月	17,457	17,962	18,467	15,085	15,586	16,088
			人／月	931	957	983	823	855	887
		実績値	時間／月	15,284	14,802	14,148	―	―	―
			人／月	827	805	789	―	―	―
		達成率	時間／月	87.6%	82.4%	76.6%	―	―	―
			人／月	88.8%	84.1%	80.3%	―	―	―
	居宅介護	見込量	時間／月	13,500	14,000	14,500	11,410	11,899	12,388
			人／月	795	820	845	700	730	760
		実績値	時間／月	11,968	11,140	10,833	―	―	―
			人／月	724	684	672	―	―	―
		達成率	時間／月	88.7%	79.6%	74.7%	―	―	―
			人／月	91.1%	83.4%	79.5%	―	―	―
	重度訪問介護	見込量	時間／月	3,090	3,090	3,090	2,925	2,925	2,925
			人／月	22	22	22	18	18	18
		実績値	時間／月	2,655	2,925	2,614	―	―	―
			人／月	17	18	15	―	―	―
		達成率	時間／月	85.9%	94.7%	84.6%	―	―	―
			人／月	77.3%	81.8%	68.2%	―	―	―
	同行援護	見込量	時間／月	600	600	600	460	460	460
			人／月	70	70	70	59	59	59
		実績値	時間／月	445	458	411	―	―	―
			人／月	53	59	56	―	―	―
		達成率	時間／月	74.2%	76.3%	68.5%	―	―	―
			人／月	75.7%	84.3%	80.0%	―	―	―
	行動援護	見込量	時間／月	267	272	277	290	302	315
			人／月	44	45	46	46	48	50
		実績値	時間／月	216	279	290	―	―	―
			人／月	33	44	46	―	―	―
		達成率	時間／月	80.9%	102.6%	104.7%	―	―	―
			人／月	75.0%	97.8%	100.0%	―	―	―

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

(2)　日中活動系サービス

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
生活介護	見込量	人日／月	23,727	24,225	24,734	25,432	25,730	26,029
		人／月	1,283	1,310	1,338	1,278	1,293	1,308
	実績値	人日／月	24,969	24,862	24,033	―	―	―
		人／月	1,239	1,250	1,263	―	―	―
	達成率	人日／月	105.2%	102.6%	97.2%	―	―	―
		人／月	96.6%	95.4%	94.4%	―	―	―
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日／月	0	0	0	0	0	0
		人／月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日／月	0	22	0	―	―	―
		人／月	0	1	0	―	―	―
	達成率	人日／月	―	―	―	―	―	―
		人／月	―	―	―	―	―	―
自立訓練（生活訓練）	見込量	人日／月	230	242	254	75	75	75
		人／月	12	13	14	4	4	4
	実績値	人日／月	74	85	69	―	―	―
		人／月	4	4	3	―	―	―
	達成率	人日／月	32.2%	35.1%	27.2%	―	―	―
		人／月	33.3%	30.8%	21.4%	―	―	―
宿泊型自立訓練	見込量	人日／月	780	780	780	598	598	598
		人／月	27	27	27	20	20	20
	実績値	人日／月	816	657	468	―	―	―
		人／月	27	22	16	―	―	―
	達成率	人日／月	104.6%	84.2%	60.0%	―	―	―
		人／月	100.0%	81.5%	59.3%	―	―	―
就労移行支援	見込量	人日／月	1,314	1,392	1,474	1,090	1,090	1,090
		人／月	97	103	109	82	82	82
	実績値	人日／月	1,089	1,037	1,087	―	―	―
		人／月	64	60	82	―	―	―
	達成率	人日／月	82.9%	74.5%	73.7%	―	―	―
		人／月	66.0%	58.3%	75.2%	―	―	―

項目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
就労継続支援(A型)	見込量	人日／月	2,212	2,378	2,556	2,178	2,376	2,574
		人／月	120	129	138	110	120	130
	実績値	人日／月	2,397	2,083	2,060	―	―	―
		人／月	127	105	102	―	―	―
	達成率	人日／月	108.4%	87.6%	80.6%	―	―	―
		人／月	105.8%	81.4%	73.9%	―	―	―
就労継続支援(B型)	見込量	人日／月	25,066	25,392	25,722	29,726	30,438	31,150
		人／月	1,528	1,548	1,568	1,670	1,710	1,750
	実績値	人日／月	27,617	28,228	27,385	―	―	―
		人／月	1,549	1,588	1,627	―	―	―
	達成率	人日／月	110.2%	111.2%	106.5%	―	―	―
		人／月	101.4%	102.6%	103.8%	―	―	―
就労定着支援	見込量	人／月	50	55	60	10	10	10
	実績値	人／月	0	8	9	―	―	―
	達成率	人／月	0.0%	14.5%	15.0%	―	―	―
就労選択支援	見込量	人／月	―	―	―	10	50	100
	実績値	人／月	―	―	―	―	―	―
	達成率	人／月	―	―	―	―	―	―
療養介護	見込量	人／月	113	113	113	113	113	113
	実績値	人／月	114	112	113	―	―	―
	達成率	人／月	100.9%	99.1%	100.0%	―	―	―
短期入所	見込量	人日／月	695	793	905	666	715	764
		人／月	116	132	151	136	146	156
	実績値	人日／月	483	639	536	―	―	―
		人／月	99	124	126	―	―	―
	達成率	人日／月	69.5%	80.6%	59.2%	―	―	―
		人／月	85.3%	93.9%	83.4%	―	―	―

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

(3)　居住系サービス及びグループホームの整備量（市内定員数）

項　　目				第６期計画			第７期計画		
				Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
自立生活援助		見込量	人／月	36	38	40	5	5	5
		実績値	人／月	4	5	4	－	－	－
		達成率	人／月	11.1%	13.2%	10.0%	－	－	－
施設入所支援		見込量	人／月	588	585	582	546	536	527
		実績値	人／月	567	555	556	－	－	－
		達成率	人／月	96.4%	94.9%	95.5%	－	－	－
グループホーム	利用数	見込量	人／月	719	758	799	910	950	990
		実績値	人／月	755	862	876	－	－	－
		達成率	人／月	105.0%	113.7%	109.6%	－	－	－
	定員数（◇１）	見込量	人／月	791	834	879	1,060	1,100	1,140
		実績値	人／月	903	1,019	1,023	－	－	－
		達成率	人／月	114.2%	122.2%	116.4%	－	－	－

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

(4)　相談支援

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
計画相談支援（◇２）	支給決定者数	見込量	2,800	3,150	3,500	2,865	2,915	2,965
		実績値	2,763	2,809	2,815	－	－	－
		達成率	98.7%	89.2%	80.4%	－	－	－
地域移行支援		見込量	4	4	4	2	2	2
		実績値	1	0	2		－	－
		達成率	25.0%	0.0%	50.0%	－	－	－
地域定着支援		見込量	4	4	4	3	3	3
		実績値	0	3	0	－	－	－
		達成率	0.0%	75.0%	0.0%	－	－	－

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

◇１　実績値は事業所台帳に基づく各年度３月の定員数であり，令和５年度については令和５年８月時点の定員数を記載しています。

◇２　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月時点の支給決定者，令和５年度については令和５年８月時点の支給決定者の実績です。

3　現状と課題に関する分析

(1)　訪問系サービス

第６期計画期間中においては,居宅介護の利用量減少が続きました。減少の理由は,事業所の撤退が相次いだ影響を受けたためと考えられ，サービスの供給増に向けた対応が求められていることから，今後，障がい者のニーズを満たすサービス量を見極めていきます。

(2)　日中活動系サービス

ア　生活介護

生活介護については，地域で生活している重度障がい者の日中活動の場として果たすべき役割は大きく，第６期計画期間中における利用量は，微増傾向で推移しています。体制整備の面では，重度障がい者や医療的ケアを必要とする障がい者に対する受入れや入浴施設を備えた施設への通所等のニーズに対して，必ずしも応えられている状況ではなく，質的な充実も求められています。

今後は，地域移行の推進や地域生活支援拠点等が有する機能の充実の観点から，地域で生活する障がいのある人が利用することを踏まえた，生活介護事業所のニーズの把握がより重要になってくるものと思われます。

イ　就労系サービス

就労移行支援の利用者が微増，就労継続支援Ａ型の利用者が微減傾向であるのに対し,就労継続支援Ｂ型の利用者は依然として桁違いに多く,増加傾向も続いています。なお,第６期計画期間中においては，計画で示している就労継続支援Ｂ型の見込量を勘案し，新規事業所指定等を希望する事業者の把握及び指定優先順位の決定を行っています。

また，現在，就労経験のない障がい者が就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合は，就労移行支援事業所等での就労に係るアセスメントを経た上で，就労継続支援Ｂ型の利用が適切と評価された場合に支給決定がなされる仕組みとなっています。

今後，この仕組みがより適正に運用され，対象者の就労継続支援Ｂ型以外の就労系サービスの利用や一般企業への就労の可能性を十分に検討する必要があります。

ウ　短期入所

短期入所は，利用の実績が見込みを下回っていますが，実際の支給決定者数は730人前後で推移していること及び常時利用する形態の障害福祉サービスではないことから，事業所数が充足しているという状況にはありません。また，生活介護と同様に，重度障がい者や医療的ケアを必要とする障がい者に対応した事業所数の増加が求められていることに加え，児童が利用できる事業所数が不足している状況です。

(3)　居住系サービス

グループホームの利用者数は増加傾向にあり，順調なペースで整備が進んでいると考えられます。しかし，重度障がい者や医療的ケアが必要な人に対応可能な事業所は少なく，入所施設から地域生活への移行希望者が，グループホームの定員数の増加を実感できるまでには至っていないことがうかがえます。

なお，施設入所者は少しずつ減少しており，第６期計画期間中における施設入所者数に関する成果目標は，おおむね達成できるものとみられます。

(4)　相談支援

平成 27 年度以降，障害福祉サービスの支給決定に当たり，相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は相談支援専門員以外の者が作成するサービス等利用計画（以下「セルフプラン」という。）の提出が必要となりました。

サービス等利用計画の作成等を含む支援を提供する計画相談支援の支給決定者は，令和４年度末時点で 2,809 人となっており，これは障害福祉サービスの全利用者 4,401 人の 64％にとどまっています。

セルフプランの提出による支給決定を受けた場合，相談支援専門員によるモニタリングが行われないことを含め，障害福祉サービスの適正な利用につながらない可能性があることから，計画相談支援事業所の体制整備について，早急な対応が求められています。

なお，計画相談支援を主として行っている事業所の相談支援専門員数が，令和４年度末で 32.5 人（常勤・専任以外の相談支援専門員を 0.5 人と仮定）であることから，１人当たりの相談支援専門員が受け持っている計画相談支援の件数は，約 86 件と見込むことができます。

4　今後の展望

物価高騰が進み様々な業種で人材獲得競争が激化するなど，近年，障害福祉サービス等事業所の運営環境は厳しさを増しており，この状況が続けば事業所撤退等によってサービスの供給量が低下し，障がい者が必要とするサービス量とのバランスがますます悪化しかねません。この課題については，第７章で示す障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応に基づき取組を行います。

また，障害福祉サービス等の提供体制は，「施設入所者の地域生活への移行」，「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」，「地域生活支援の充実」の達成に向けた取組の中で包括的な整備を図っていきます。

そのほか，円滑な制度の活用が図られるよう，障がい福祉施策に関する情報を広く利用者や事業者に周知するよう努めます。

(1)　訪問系サービス

訪問系サービスは，住み慣れた地域で障がいのある人が安全・安心に生活するために欠かせないサービスであることを踏まえ，事業所数だけではなく，一人一人の障がい特性を踏まえたきめ細やかな支援の実現を目指していく必要があります。

障がい者の移動に関する支援は，障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）及び移動支援その他インフォーマルな支援を含め，多岐にわたっています。これらの制度の整理や適切な利用について，自立支援協議会等を活用し議論を深めていきます。

(2)　日中活動系サービス

ア　生活介護

重度障がい者や医療的ケアが必要な人を見据えた体制整備に加え，相当数の特別支援学校高等部の卒業生が本市の生活介護事業所を利用することを念頭に置いた検討も求められます。中・高校生の放課後等デイサービスの利用者が増加していること及び特別支援学校高等部に在籍する生徒が，卒業後に本市の障害福祉サービス等を利用する事例が多い実態を，障がい者団体や障害福祉サービス事業者と共有し，適切な体制の在り方を検討していきます。

イ　就労系サービス

成果目標の一つである「福祉施設から一般就労への移行等」の達成に向け，障害福祉サービスの利用から一般就労までの連続性を意識した就労支援の必要性を，障害福祉サービス事業所及び障がい者の雇用に係る関係機関と共有できるような取組を進めます。

就労定着支援については，制度の周知を進めるとともに，障がい当事者における就労定着支援のニーズを把握し関係機関に周知するよう努めます。

ウ　短期入所

成果目標の一つである「地域生活支援の充実」の達成に向けては，短期入所事業所が「緊急時の受入れ・対応」に重要な役割を果たすことから，成果目標達成に向け適切な体制整備に取り組みます。

また，児童における短期入所のニーズを踏まえ，サービスの需給体制について所要の検討を進めます。

(3)　居住系サービス

居住系サービスは，障がい者や介護者の高齢化に伴い，「親亡き後」を見据えた居住先としてグループホームの需要が更に高まると想定していることから，旭川市障がい者福祉施設等整備方針に基づき整備を進めます。

施設入所支援については，成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」の達成を目指しますが，その一方で，重度障がい者が安心して生活できる場所として，入所施設が果たすべき機能は維持する必要があります。なお，施設運営に当たっては，入所者の生活の質の向上を図る観点から，障がい程度の重度化に加え高齢化の状況に対応する専門的なケアを行うことや地域との交流の機会が確保される等地域に開かれた運営の在り方が望まれるということについて，各障害者支援施設と共通認識を持つよう努めます。また，強度の行動障がいや重度の自閉症等により，地域での生活が困難である人の入所施設におけるサービス提供に係る支援を続けていきます。

(4)　計画相談支援

ア　計画相談支援における現状として，本市で１人の相談支援専門員が担当している計画相談支援の件数を 86 件，障害福祉サービスの利用者数を 4,401 人と見込んでいることから，常勤・専任の相談支援専門員が 52 人必要となります。１人の相談支援専門員が実質的に担当できる人数に限りがある以上，ニーズへの対応には相談支援専門員が増えることが前提であり，行政としても計画相談支援を行う事業所の体制整備に取り組みますが，障害福祉サービス事業者の理解と協力が必要です。

イ　相談支援専門員の確保に係る方策として，相談支援従事者研修終了者だけではなく，介護支援専門員等向けの事業説明会の実施など，幅広く障害福祉サービスの利用及び計画相談支援に関する制度を周知する機会を今後も持つように努めるほか，あそーと，委託相談支援事業所その他関係機関等と今後の取組について更なる協議を続けます。

ウ　国においては，障がい者等の相談支援について量的な側面からの整備は一定程度行われてきているという現状認識の中で，主任相談支援専門員の創設や研修カリキュラムの見直し等が行われました。本市では，計画相談支援事業所が充足していない状況が続いていますが，国の施策を踏まえ，自立支援協議会等を活用した相談支援の質の向上に関する取組も進めていきます。

第５章　障害児通所支援及び障害児相談支援

１　制度概要

(1)　障害児通所支援のサービス内容

サービス名	概　要	対象者
児童発達支援	日常生活における基本動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	未就学である児童
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	主に就学している児童
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所，幼稚園，小学校，特別支援学校などに通う児童
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し，居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障がいの状態等であって，障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

(2)　障害児相談支援のサービス内容

サービス名	概　要	対象者
障害児相談支援	【障害児支援利用援助】 障害児通所支援の支給決定時において，対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「障害児支援利用計画」の立案等に係る支援を行います。 【継続障害児支援利用援助】 障害児通所支援の支給決定期間において，対象者が適切にサービスを利用できるよう，支給決定時に作成した「障害児支援利用計画」を適時見直す等の支援を行います。	障害児通所支援を利用する全ての児童

２　これまでの実績と見込量

(1)　障害児通所支援の今後の見込量

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
児童発達支援	見込量	人日／月	2,510	2,510	2,510	3,960	3,960	3,960
		人／月	391	391	391	550	550	550
	実績値	人日／月	3,528	4,631	3,634	－	－	－
		人／月	491	600	505	－	－	－
	達成率	人日／月	140.6%	184.5%	144.8%	－	－	－
		人／月	125.6%	153.5%	129.2%	－	－	－
放課後等デイサービス	見込量	人日／月	10,240	10,780	11,340	13,566	14,586	15,606
		人／月	1,024	1,078	1,134	1,330	1,430	1,530
	実績値	人日／月	10,499	12,410	12,552	－	－	－
		人／月	1,028	1,129	1,238	－	－	－
	達成率	人日／月	102.5%	115.1%	110.7%	－	－	－
		人／月	100.4%	104.7%	109.2%	－	－	－
保育所等訪問支援	見込量	人日／月	66	88	116	66	88	110
		人／月	33	44	58	30	40	50
	実績値	人日／月	22	25	48	－	－	－
		人／月	9	17	21	－	－	－
	達成率	人日／月	33.3%	28.4%	41.4%	－	－	－
		人／月	27.3%	38.6%	36.2%	－	－	－
居宅訪問型児童発達支援	見込量	人日／月	20	35	50	2	2	2
		人／月	4	7	10	1	1	1
	実績値	人日／月	2	3	2	－	－	－
		人／月	1	1	1	－	－	－
	達成率	人日／月	10.0%	8.6%	4.0%	－	－	－
		人／月	25.0%	14.3%	10.0%	－	－	－

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

(2)　障害児相談支援の今後の見込量

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
障害児相談支援	支給決定者数	見込量	320	475	630	400	450	500
		実績値	353	358	347	―	―	―
		達成率	110.3%	75.4%	55.1%	―	―	―

※　実績値は障害者自立支援給付支払システム（国民健康保険団体連合会）のデータに基づく各年度３月の利用実績です。令和５年度については令和５年８月時点の利用実績を記載しています。

(3)　特別支援保育事業の見込量

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
①量の見込み（１日あたり利用者数）	257	247	240	231	―	―
②確保方策（定員数）	156	162	168	174	―	―
③過不足数（②－①）	▲101	▲85	▲72	▲57	―	―

※　基本指針に基づき，保育所等における障がい児の受入れに係る定量的な目標を設定しています。記載内容については，第２期旭川市子ども・子育てプランから抜粋したものです。

3　現状と課題に関する分析

(1)　障害児通所支援

ア　児童発達支援

児童発達支援の利用者数は，新型コロナウイルス感染症による他者との交流減が影響してか，令和４年度に急増していましたが，令和５年８月時点では令和３年度の水準まで戻っています。

また，子どもの発達支援に関する施策として，以下の事業が実施されています。

(ｱ)　親子教室

乳幼児健康診査や発達支援相談の中から支援が必要と思われる子ども（療育を受けていない児及び未就園児）について，子どもの発達を小集団の中で中期的に観察し，保護者に対して子どもの状態や関わり方の理解促進を図る事業です。

令和元年度の実施回数が 117 回であったのに対し，令和４年度は 84 回となっています。

(ｲ)　特別支援保育事業

心身の障がい等のため，保育を行うに当たり特別な支援が必要であって，集団保育が適切と認められる児童を対象とした，様々な保育上の配慮により実施される特別支援保育について，令和２年４月１日現在で 147 人であった定員は，令和５年４月１日現在で 171 人となっています。

上記の子育て支援に関する施策と児童発達支援は単に代替的な関係性にあるものではなく，保育所等に通園しながら，専門的な発達支援が必要な場合に児童発達支援事業所にも通所するというように，両制度を並行利用することも想定されます。

このことを踏まえ，今後も状況の分析を続け，児童一人一人に適した発達支援が提供されるための検討を続けます。

イ　放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用者数は年々増加しています。これは，療育手帳所持者数や特別支援学級の児童生徒数の増加傾向に連動したものであることが考えられます。また，利用者の伸びに伴い放課後等デイサービスの事業所も増えており，令和５年８月末現在で 81 か所となっています。

放課後等デイサービス事業所が増える一方で，利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所も増えていると国は指摘しており，支援内容の適正化や質の向上を図ることが全国的な課題となっています。

また，発達に支援を要する子どもの中には，入会要件を満たし放課後児童クラブを利用している子どもも一定数います。このことから，放課後等デイサービスに合わせて放課後児童クラブの現状把握等にも努めます。

ウ　保育所等訪問支援

第３章の成果目標の項目で示したとおり，事業所件数に比べて利用が低調であるといえます（令和４度末実績　事業所：11 か所，利用人数：17 人）。

(2)　障害児相談支援

計画相談支援と同様に，平成 27 年度以降，障害児通所支援の支給決定に当たり，相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画又は相談支援専門員以外の者が作成するセルフプランの提出が必要となりました。

障害児支援利用計画の作成等を含む支援を提供する障害児相談支援の支給決定者は，令和４年度末時点で 358 人となっており，これは障害児通所支援の全利用者 1,907 人の 19%にとどまっています。

セルフプランの提出による支給決定を受けた場合，相談支援専門員によるモニタリングが行われないことを含め，障害児通所支援の適正な利用につながらない場合もあることから，障害児相談支援事業所の体制整備について，早急な対応が求められています。

なお，障害児相談支援を主として行っている事業所の相談支援専門員数が令和４年度末で 10 人（常勤・専任以外の相談支援専門員を 0.5 人と仮定）であることから，１人当たりの相談支援専門員が受け持つ障害児相談支援の件数を，約 36 件と見込むことができます。計画相談支援の件数と比較すると数は少ないですが，障害児相談支援に至るまでの基本相談や保護者自身に対する支援も必要となることがあり，支援に時間を要することによるものと考えます。

４　今後の展望

(1)　子育て支援施策との連携

障がい児支援施策と子育て支援施策の連動を意識した取組を今後も継続していきます。また，障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に基づき，障がいの有無にかかわらず，対象となる子どもに適した支援の在り方を選択できること等の周知啓発に努めます。

(2)　障害児通所支援事業所

放課後等デイサービス事業所数は増加傾向にありますが，その一方で廃止する事業所も見られます。同事業の利用者は今後も伸びていくと見込んでいますが，１か月の総利用日数と放課後等デイサービス事業所の総定員数についての情報を障害児通所支援事業者等と共有しながら，適正な需給バランスを図ります。

(3)　障害児通所支援の質の向上

北海道とも連携しながら，児童発達支援及び放課後等デイサービスのガイドラインの活用による，支援の質の向上に取り組みます。また，保育所等訪問支援については，成果目標に基づき，現状として利用実績が少ない本サービスの周知と利用促進を図るよう自立支援協議会等で進めていきます。

(4)　障害児相談支援

障害児相談支援へのニーズに適切に対応するためには，相談支援専門員が増えることが前提であり，行政としても障害児相談支援を行う事業所の体制整備に取り組みますが，関係機関の理解と協力が必要であることから，今後もあそーと，委託相談支援事業所その他関係機関等と今後の取組について更なる協議を続けます。

第６章　地域生活支援事業

地域生活支援事業は，全国一律に実施される障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を補完するものとして，市町村の創意工夫により，利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業であり，全ての市町村が実施することとされている「必須事業」と，市町村各々の判断により行う「任意事業」で構成されています。なお，国が別枠として位置付けている「地域生活支援促進事業」については，本計画では地域生活支援事業に含めるものとします。

地域生活支援事業は，サービス事業費の増加に伴い予算確保が難しい状況が続いており，障がいのある人からの要望に十分に対応できないことに苦慮しています。また，市町村の取組に地域間格差が生じていることも課題となっています。

本市では，地域生活支援事業の各事業について，令和６年度から令和８年度までの見込量を設定し，その確保に努めるものとします。

１　必須事業

(1)　相談支援事業

ア　制度概要

(ｱ)　障害者相談支援事業
障がい者や保護者・介護者等からの各般の相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用支援その他必要な支援を行うとともに，虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。 また，地域における障がい者を支えるネットワークの構築のため，（自立支援）協議会における地域の関係機関の連携強化，社会資源の開発，改善等に関する検討も行います。
(ｲ)　住宅入居等支援事業
賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが，保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し，入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに，家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

イ　これまでの実績と見込量

項目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター（箇所数）	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	－	－	－
		達成率	100%	100%	100%	－	－	－
	委託（補助）相談支援事業所数	見込量	8	未定	未定	8	8	8
		実績値	8	8	8	－	－	－
		達成率	100%	－	－	－	－	－
	委託（補助）相談支援事業所延べ利用者数	見込量	－	－	－	16,000	15,280	14,560
		実績値	－	－	－	－	－	－
		達成率	－	－	－	－	－	－
住宅入居等支援事業	実施の有無	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	－	－	－
		達成率	ー	ー	ー	－	－	－

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

障害者相談支援事業については，成果目標６「相談支援体制の充実・強化等について」の項目を参照ください。

住宅入居等支援事業について，保証人がいない，障がいを理由に入居を断られる等，何らかの理由で住まいを見つけるのが困難な障がい者への支援は，かつては個々の相談支援専門員が各自で必要な調整を行っていましたが，令和元年 11 月に旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会（住まいサポートあさひかわ）が設立されてからは，同協議会を中心に必要な支援の検討・実施を行う体制となりました。同協議会は市の関係各課とそれぞれの相談支援事業委託先，社会福祉協議会，不動産関連の業界団体等で構成しており，障がい関連では障害福祉課とあそーとが参画しています。同協議会では協力不動産店を募って登録し，高齢，障がい，生活困窮等のため住宅確保に配慮を要する方々に対して紹介可能な物件の蓄積に努めているほか，国庫補助を活用して担当職員を配置し相談窓口の運営，制度の周知普及，効果的な支援手法の検討等を実施しています。

(2)　意思疎通（コミュニケーション）支援及び意思疎通支援者の養成研修事業

ア　制度概要

(ｱ)　意思疎通（コミュニケーション）支援事業 **【専任手話通訳者設置事業・聴覚障害者等協力員（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業】**
聴覚，言語機能，音声機能その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障のある人が，他者との意思疎通を仲介する通訳等を必要とする場合に，手話通訳や要約筆記等を行う聴覚障害者等協力員の派遣を行い，コミュニケーションの円滑化を図ります。
(ｲ)　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 **【手話通訳者・要約筆記者広域派遣事業】**
聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため，市町村域を超える広域的な派遣，複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議，研修，講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を行います。
(ｳ)　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 **【盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業】**
視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣を行います。
(ｴ)　手話奉仕員養成研修事業 **【手話講習会事業（初級手話講座・中級手話講座)】**
聴覚障がい者等との交流活動の促進，市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
(ｵ)　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
・ 手話通訳者養成研修事業 聴覚障がい者のコミュニケーション支援に必要な，手話表現の技術を習得した聴覚障害者等協力員を養成する講習会を実施します。 ・ 要約筆記者養成研修事業 要約筆記の技術を習得した聴覚障害者等協力員を養成する講習会を実施します。 ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【地域生活支援促進事業】 盲ろう者の自立と社会参加を図るため，盲ろう者向け通訳・介助員を養成する研修会への参加を促進します。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

（通訳者等の設置人数・登録者数）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
専任手話通訳者設置人数		見込量	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4	－	－	－
		達成率	100%	100%	100%	－	－	－
聴覚障害者等協力員登録者数（各年４月１日現在）	手話通訳	見込量	42	44	46	43	43	43
		実績値	42	43	43	－	－	－
		達成率	100.0%	97.7%	93.5%	－	－	－
	要約筆記	見込量	20	22	24	19	19	19
		実績値	19	18	18	－	－	－
		達成率	95.0%	81.8%	75.0%	－	－	－
盲ろう者向け通訳・介助員登録者数（各年４月１日現在）		見込量	18	18	20	20	20	20
		実績値	18	21	20	－	－	－
		達成率	100.0%	116.7%	100.0%	－	－	－

（通訳者等の派遣事業）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
聴覚障害者等協力員派遣事業実利用件数（件/年）	手話通訳	見込量	400	400	400	300	300	300
		実績値	63	106	147	－	－	－
		達成率	15.8%	26.5%	36.8%	－	－	－
	要約筆記	見込量	55	55	55	80	80	80
		実績値	60	80	76	－	－	－
		達成率	109.1%	145.5%	138.2%	－	－	－
手話通訳者・要約筆記者広域派遣事業（件/年）		見込量	3	3	3	2	2	2
		実績値	1	2	2	－	－	－
		達成率	33.3%	66.7%	66.7%	－	－	－
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実利用件数（件/年）		見込量	30	30	30	30	30	30
		実績値	14	22	23	－	－	－
		達成率	46.7%	73.3%	76.7%	－	－	－

（手話奉仕員養成研修・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業）

項目				第６期計画			第７期計画		
				Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
手話講習会	初級手話講座（◇１）	受講者数	見込量	110	110	110	110	110	110
			実績値	96	64	101	－	－	－
			達成率	87.3%	58.2%	91.8%	－	－	－
		修了者数	見込量	77	77	77	88	88	88
			実績値	59	51	80	－	－	－
			達成率	76.6%	66.2%	103.9%	－	－	－
	中級手話講座（◇１）	受講者数	見込量	30	70	70	64	70	70
			実績値	21	54	32	－	－	－
			達成率	70.0%	77.1%	45.7%	－	－	－
		修了者数	見込量	27	63	63	58	63	63
			実績値	18	48	28	－	－	－
			達成率	66.7%	76.2%	44.4%	－	－	－
	手話通訳者養成講座（◇１）	受講者数	見込量	20	25	30	14	29	32
			実績値	19	11	18	－	－	－
			達成率	95.0%	44.0%	60.0%	－	－	－
		修了者数	見込量	18	23	27	11	23	26
			実績値	18	9	14	－	－	－
			達成率	100.0%	39.1%	51.9%	－	－	－
要約筆記者養成研修（◇２）		受講者数	見込量	10	10	10	5	5	5
			実績値	3	5	5	－	－	－
			達成率	30.0%	50.0%	50.0%	－	－	－
		修了者数	見込量	8	8	8	3	3	3
			実績値	2	3	3	－	－	－
			達成率	25.0%	37.5%	37.5%	－	－	－
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		受講者数	見込量	2	2	2	3	3	3
			実績値	2	3	3	－	－	－
			達成率	100.0%	150.0%	150.0%	－	－	－
		修了者数	見込量	2	2	2	3	3	3
			実績値	2	2	3	－	－	－
			達成率	100.0%	100.0%	150.0%	－	－	－

◇１　令和２年度から近隣８町と協定を締結し広域的に実施しています。
◇２　令和４年度から近隣８町と協定を締結し広域的に実施しています。

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

手話通訳の聴覚障害者等協力員派遣事業については，令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した実績が，令和５年度においても回復途上となっています。その他の通訳者等派遣事業や養成研修事業については，おおむね令和３～５年度で新型コロナウイルス禍前の水準まで回復しています。

旭川市手話言語に関する基本条例の制定により，市民の手話に対する関心が高まっていることから，今後も市民への手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進するとともに，最終的には聴覚障害者等協力員への登録者の増加を図ります。

要約筆記については，国のカリキュラムに沿った「要約筆記者養成研修」を実施しており，関係団体と協議を行いつつ研修受講者の確保を図っています。今後も要約筆記者の支援を必要とする人の自立と社会参加に寄与できる体制を整備していきます。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修については，専任講師の確保が困難で本市単独での開催ができないため，北海道が実施する研修を受講する形態により，一定数の受講を確保しています。

専門性の高い意思疎通を行う者の研修は，いずれも修了後には通訳者等のコミュニケーション支援に従事することを想定しているものであり，各種研修の修了者数が通訳者等の登録者数と連動して増加するよう理解と周知に努めます。

(3)　日常生活用具給付等事業

ア　制度概要

日常生活上の便宜を図るため，重度障がい者等に対し，６種類の用具（介護・訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排泄管理支援用具，居宅生活動作補助用具）の給付を行います。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
日常生活用具給付件数（件／年）		見込量	12,176	12,553	12,942	12,286	12,455	12,624
		実績値	11,763	11,960	12,107	－	－	－
		達成率	96.6%	95.3%	93.5%	－	－	－
	介護・訓練支援用具	見込量	20	20	20	20	20	20
		実績値	23	28	20	－	－	－
		達成率	115.0%	140.0%	100.0%	－	－	－
	自立生活支援用具	見込量	160	160	160	140	140	140
		実績値	120	78	128	－	－	－
		達成率	75.0%	48.8%	80.0%	－	－	－
	在宅療養等支援用具	見込量	70	70	70	70	80	90
		実績値	46	51	59	－	－	－
		達成率	65.7%	72.9%	84.3%	－	－	－
	情報・意志疎通支援用具	見込量	123	123	123	90	100	110
		実績値	51	59	83	－	－	－
		達成率	41.5%	48.0%	67.5%	－	－	－
	排泄管理支援用具（◇１）	見込量	11,783	12,160	12,549	11,951	12,100	12,249
		実績値	11,504	11,737	11,802	－	－	－
		達成率	97.6%	96.5%	94.0%	－	－	－
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	20	20	20	15	15	15
		実績値	19	7	15	－	－	－
		達成率	95.0%	35.0%	75.0%	－	－	－

◇１　排泄管理支援用具のうち，ストーマ装具及び紙おむつ等，継続的に給付する用具の件数は，１か月分を１件としています。

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は多種多様であり，給付品目の拡大等を求める声が障がい者団体等から多く寄せられています。

そのような声に応えるために地域のニーズや他都市の状況等を総合的に検討して給付品目の拡大等について柔軟な対応に努めており，令和３年度からは，「暗所視支援眼鏡」を新たに給付品目として追加しています。

(4)　移動支援事業

ア　制度概要

(ｱ)　個別・グループ支援型
屋外での移動が困難な障がい者について，社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。
(ｲ)　車両移送型【障害者福祉バス管理運営事業】
外出に支障のある障がい者に対し，社会参加の促進と生活圏の拡大を図ることを目的として，障がい者団体等が福祉に関する大会に参加するなどの場合に，リフト付きバスを運行します。
(ｳ)　車両移送型【旭川障害者連絡協議会バス運行事業】
障害者福祉センターを利用する障がい者等の利便性を確保することを目的として，障害者福祉センターと市内中心部を結ぶリフト付きバスを運行します。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

（個別・グループ支援型）

項　　目		第６期計画			第７期計画		
		Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
市内事業所数（箇所／各年度末）	見込量	39	40	41	27	27	27
	実績値	28	27	26	－	－	－
	達成率	71.8%	67.5%	63.4%	－	－	－
実利用者数（人／年）	見込量	593	593	593	507	507	507
	実績値	529	502	490	－	－	－
	達成率	89.2%	84.7%	82.6%	－	－	－
延べ利用時間数（時間／年）	見込量	31,218	31,218	31,218	23,930	23,930	23,930
	実績値	23,521	23,714	23,714	－	－	－
	達成率	75.3%	76.0%	76.0%	－	－	－

（車両移送型）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
障害者福祉バス管理運営事業	延べ利用人数（人/年）	見込量	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		実績値	518	1,014	1,354	－	－	－
		達成率	17.3%	33.8%	45.1%	－	－	－
旭川障害者連絡協議会バス運行事業	延べ利用人数（人/年）	見込量	5,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000
		実績値	1,946	2,446	2,416	－	－	－
		達成率	38.9%	48.9%	48.9%	－	－	－

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

個別・グループ支援型については，近年事業所数・実利用者数とも減少傾向にありますが，これについては，事業所数が減少していることで受入先がなく，利用を控えているケースがあること等の要因があると分析しています。

今後も安定したサービス提供体制を維持するため，障害福祉サービスの訪問系サービスとの住み分けや，地域の実情や事業者のニーズを踏まえた適正な報酬の在り方について検討を進める必要があります。

車両移送型については，障害者福祉バス（やまびこ号）・旭川障害者連絡協議会バス（おぴった号）を運行し，障がいのある方の社会参加に重要な役割を果たしていますが，使用するバスの経年劣化への対応等の課題があることから，今後様々な状況等を勘案した上で対応を検討していきます。

(5)　その他の必須事業

ア　制度概要

(ｱ)　理解促進研修・啓発事業
地域社会の住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業として，本市においては次の２事業を実施しています。 ・福祉出前講座事業 身体に障がいのある人が講師となって，学校等において講演を行います。 ・手話普及事業 聴覚に障がいのある人と日頃接する機会のある企業等の団体に対して，日常会話や専門用語等の手話に関する短期間の講習を実施します。
(ｲ)　自発的活動支援事業【精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業】
障がい者や家族，地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業であり，本市においては，精神障がい者が自らの体験談を発表し，誰もが安心して暮らせるまちづくりについて参加者全員で考える「精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業」の開催を助成します。
(ｳ)　成年後見制度利用支援事業
障害福祉サービス等の利用等の観点から，成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がい者に対し，成年後見制度の利用を支援するため，市長申立てを実施するとともに後見人等への報酬の全部又は一部を助成します。
(ｴ)　成年後見制度法人後見支援事業
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに，法人後見の活動を支援します。
(ｵ)　地域活動支援センター運営事業
障がいがあり就労することが困難な人に対し，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流の促進，その他の便宜を供与する施設である地域活動支援センターの運営費を助成します。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
福祉出前講座事業	実施回数（年）	見込量	10	10	10	14	14	14
		実績値	10	10	14	－	－	－
		達成率	100.0%	100.0%	140.0%	－	－	－
手話普及事業	対象団体数（年）	見込量	30	35	40	40	40	40
		実績値	17	31	30	－	－	－
		達成率	56.7%	88.6%	75.0%	－	－	－
精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業	大会参加者数（人／年）	見込量	54	54	54	40	40	40
		実績値	0	25	30	－	－	－
		達成率	0.0%	46.3%	55.6%	－	－	－
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人／年）	見込量	47	47	47	53	56	59
		実績値	33	46	50	－	－	－
		達成率	70.2%	97.9%	106.4%	－	－	－
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	－	－	－
		達成率	―	―	―	－	－	－
地域活動支援センター	実施箇所数	見込量	4	4	4	3	3	3
		実績値	4	4	3	－	－	－
		達成率	100%	100%	75.0%	－	－	－
	実利用者数（人／年）	見込量	300	300	300	270	270	270
		実績値	266	259	237	－	－	－
		達成率	88.7%	86.3%	79.0%	－	－	－

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

福祉出前講座事業と手話普及事業については，近年，小学校の「総合的な学習の時間」で利用される機会が増えたことから，実績を伸ばしています。国が掲げる地域共生社会の理念を今後実現していくためには，福祉出前講座を始めとした障がい者に対する理解を深めるための啓発が重要です。住民が互いに配慮し存在を認め合うことで，既存の公的支援では対応困難な課題についても，住民の主体的な支え合いにより解決を図っていけるような地域づくりに向け，所要の検討を進めていきます。

精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業については，新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年度まで２年続けて対面での事業を見送っていましたが，令和４年度から再開しました。今後も，当該事業の実施状況に応じた支援を検討していきます。

成年後見制度は，障がい者が地域で安全・安心に生活をする観点から活用が有効と認められる制度であるため，市全体として成年後見制度の普及や市民後見人の育成の取組を続けていきます。

地域活動支援センターは，障がい者の日中活動を考えたときに，現在の心身の状態として障害福祉サービスの就労継続支援の利用には至らず，集団で特定の場にいることに慣れるような支援が必要な人の居場所として，一定の必要性があります。また，相談支援事業所が併設されたⅠ型は，成果目標である「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」，「地域生活支援の充実」及び「相談支援体制の充実・強化等」の観点においても，その機能の一翼を担う事業であることから，ニーズ等を見極めながら必要量等の検討をしていきます。

2　任意事業

(1)　日常生活支援

ア　制度概要

(ｱ)　訪問入浴サービス事業
在宅の重度身体障がいがある人で，自力あるいは家族の介助のみでは入浴することができない人の居宅を訪問し，巡回入浴車による浴槽を提供し入浴の介護を行います。
(ｲ)　日中一時支援事業
障がい者の家族の就労の支援及び育児支援並びに障がい者を日常的に介護している家族に対する一時的な休息の提供のため，日中，障害福祉サービス等事業所において，障がい児者に日中活動の場を提供し，見守り，日常的な訓練等の支援を行います。
(ｳ)　視覚障害者家庭生活訓練研修会
視覚障がい者を対象として，趣味と実益を兼ねた料理や工作等の研修会を実施します。
(ｴ)　音声機能障害者発声訓練事業
音声・言語障がい者（喉頭摘出者）を対象に正しい発声方法の訓練・研修を実施します。
(ｵ)　点字講習会
視覚障がい者を対象として，点字の触読を習得する講習会を実施します。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
訪問入浴サービス事業	延べ利用者数（人／年）	見込量	816	864	912	623	623	623
		実績値	653	579	527	－	－	－
		達成率	80.0%	67.0%	57.8%	－	－	－
	利用登録者数（人／年）	見込量	17	18	19	14	14	14
		実績値	14	13	13	－	－	－
		達成率	82.4%	72.2%	68.4%	－	－	－
日中一時支援事業	市内事業所数（箇所／年度末）	見込量	37	37	37	37	37	37
		実績値	39	34	37	―	―	―
		達成率	105.4%	91.9%	100.0%	―	―	―
	実利用者数（人／年）	見込量	441	441	441	450	450	450
		実績値	459	439	450	―	―	―
		達成率	104.1%	99.5%	102.0%	―	―	―

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
視覚障害者家庭生活訓練研修会	参加者数（人／年）	見込量	42	42	42	42	42	42
		実績値	32	37	40	－	－	－
		達成率	76.2%	88.1%	95.2%	－	－	－
音声機能障害者発声訓練事業	参加者延べ人数（人／年）	見込量	660	660	660	540	540	540
		実績値	436	505	510	－	－	－
		達成率	66.1%	76.5%	77.3%	－	－	－
点字講習会	受講者数（人／年）	見込量	15	15	15	10	10	10
		実績値	9	9	10	－	－	－
		達成率	60.0%	60.0%	66.7%	－	－	－

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

訪問入浴サービス事業については，重度身体障がい者等の入浴を確保する手段として，本事業だけでの対応では難しいことがあり，障害福祉サービス（重度訪問介護や生活介護）等を含めて検討することが求められる状況です。

日中一時支援事業は，障害児通所支援と並行して利用している人が多く，令和４年度の実績では，実利用者 439 人中 307 人が 18 歳未満の児童となっています。このことから，最もニーズのある障がい児の日中預かりを目的とした利用と知的障がいを有する成人の利用と合わせると，全体の約 90%を占める状況となっています。

依然として家族の都合等による預かりニーズは多いことから，今後の事業運営について関係機関と共に検討を進めます。特に障がいのある児童の預かりニーズについては，子育て支援施策を踏まえ将来像を見据える必要があります。

その他の事業については，事業として歴史が長いものがほとんどであり，実績は安定していますが，適宜ニーズを把握する等の検証を行います。

(2)　社会参加支援

ア　制度概要

(ｱ)　障害者スポーツ振興事業
障がい者の体力増強，交流，余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため，各種スポーツ教室や障がい者スポーツ大会を開催します。
(ｲ)　点訳奉仕員養成講習会
視覚障がい者のための文書点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成する講習会を実施します。
(ｳ)　療育キャンプ事業【地域生活支援促進事業】
家庭で療育されている心身障がい者とその保護者を対象として，心身障がい者への療育訓練及び保護者への療育指導を行う療育キャンプの開催を支援します。

イ　これまでの実績と見込量（令和５年度実績は見込みを含む。）

項　　目			第６期計画			第７期計画		
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度
障害者スポーツ振興事業	総参加者数（ｽﾎﾟｰﾂﾐﾆﾌｪｽﾀ，水泳記録大会，スポーツ教室）	見込量	630	630	630	300	300	300
		実績値	155	260	300	－	－	－
		達成率	24.6%	41.3%	47.6%	－	－	－
点訳奉仕員養成講習会	受講者数（人／年）	見込量	25	25	25	20	20	20
		実績値	5	10	10	－	－	－
		達成率	20.0%	40.0%	40.0%	－	－	－
療育キャンプ事業	参加障がい者数（家族含む）	見込量	50	50	50	50	50	50
		実績値	0	0	0	－	－	－
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

ウ　現状と課題に関する分析及び今後の展望

障害者スポーツ振興事業については，実施事業の見直し及び新型コロナウイルス感染症の影響により，低い水準の実績値となっています。

点訳奉仕員養成講習会については，新型コロナウイルス感染症の影響によって実績値が低下しましたが，令和４年度以降は回復してきています。今後も，事業実施に有効と思われる検討を行います。

療育キャンプ事業については，令和２年度以降，新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止しています。

社会参加支援に係る事業は，関係者を含めると多くの参加者が集まる事業であることから，今後は，感染症対策を講じた上での事業実施や実施状況に応じた支援に取り組みます。

第７章　成果目標のほかに本計画において目指すこと

１　旭川市障がい者福祉施設等整備方針

(1)　障がい者福祉施設等整備方針策定に係る背景

国の障がい福祉施策では，「入所等から地域生活への移行」，「地域生活の継続の支援」に対応したサービス提供体制の整備が重視されています。本市では，生活介護やグループホームの指定件数及び利用者ともに今後も増加していくことが見込まれます。加えて，地域生活への移行に当たっては，緊急時における受入れ体制の整備も重要となってくることから，短期入所の必要性が増しています。

また，平成３０年に起こったブラックアウトを教訓に，災害に備えた整備も重要となります。

以上のことを踏まえ，市の限られた予算の中で，障がい者福祉施設の整備を図るために，次のとおり整備方針を定め，本計画期間中の推進を図っていきます。

(2)　整備方針

ア　地域に移行した障がいのある人が日中活動の場として利用する生活介護の施設整備を推進します。

イ　入所施設等から地域生活への移行の受皿となるグループホームの施設整備を推進します。

ウ　地域生活への移行に当たっては，入居体験の場及び緊急時の受入れの場としての短期入所の施設整備を推進します。

エ　国土強靭化地域計画等に基づき，災害時に備える施設整備（自家発電設備・給水設備に係る整備等）を推進します。

オ　既存施設の老朽化により，障がいのある人のニーズに合わなくなったもの，安全・安心の確保が困難となった施設の創設，改築，修繕等を推進します。

2　障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応

(1)　障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応を図る背景

現在，新型コロナウイルス禍によって縮小した経済の回復や少子高齢化等，輻輳した要因によって様々な業界で人手不足が叫ばれています。それは福祉分野においても同様であり，支援員を確保できずに事業休廃止に追い込まれる事業者も出てきている状況です。

事業所アンケートでも，事業所運営上の課題を聞く設問に対して，「支援員の確保」という項目を 75%の事業所が選択し，選択肢 15 個中の最上位となりました。

この課題を放置すると，本市における障害福祉サービス事業所等の適正量を確保できなくなり，個々の障がい者が必要な支援を受けられなくなるおそれがあるため，市として以下の取組を実施します。

(2)　課題解消に向けた取組

ア　報酬を含めた雇用環境の向上や働きやすい環境づくりなど，担い手不足解消に向けた先進事例を調査し，効果的な施策構築が図られるよう努めます。

イ　現行制度の問題点等を探求し，必要な対応を検討します。

ウ　若年者を始めとした市民に対して，障がい特性の紹介や多様性の尊重・障がい者を支援する仕事の重要性等に関する啓発を行うなど，障がい者への理解が進むよう努めます。

3　旭川市手話言語に関する基本条例関係

本市では，手話が言語であるとの理解を市民に広め，手話が普及する環境の整備を図り，手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して，平成 28 年７月１日に「旭川市手話言語に関する基本条例」を施行しました。

この条例は，市が手話の普及に努めるとともに，市民や事業者は条例の趣旨を踏まえ，市の取組に協力するよう定めており，各種取組の推進に当たっては，条例第６条に規定する手話施策推進会議からの意見等を参考にしながら計画的に実施しています。

本計画の期間中においても，様々な場面での手話の普及を目指して，各種取組の拡充に努めます。

※　条例第６条に基づく手話施策推進会議での審議の状況（主要議題のみ）

年度	日　付	内　　容
令和３年度	６月３日～６月 22 日（書面開催）	(1)令和２年度の取組結果について (2)令和３年度の取組について
	12 月３日	(1)令和３年度第１回手話施策推進会議（書面）委員意見に対する対応について (2)令和４年度の取組予定について
令和４年度	７月 27 日	(1)令和３年度の取組結果について (2)令和４年度の取組について (3)令和４年度意見交換会について
	１月 26 日	(1)手話普及のための取組の実施状況等について (2)令和５年度の取組予定について
令和５年度	７月 24 日	(1)令和４年度の取組結果について (2)令和５年度の取組について (3)令和５年度意見交換会について
	12 月 19 日	(1)令和５年度意見交換会の開催について (2)手話劇祭の現状報告について

４　障害福祉サービス事業所等における災害時対応

近年，異常気象は激甚化・頻発化しており，各地で豪雨災害を始めとした自然災害による福祉施設への被害が相次いでいます。そのような情勢の中，自力での避難が困難な方が安全に避難できる体制の整備が課題となっており，事業所においても，利用者の安全を確保するための体制整備を図る必要があります。

本市では，大規模な災害の発生時に一人では避難が困難な方（避難行動要支援者）の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として，本市が行う「地域を中心とした自助・共助による取組の推進」について広く市民の理解と協力が得られるよう，「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」を策定しています。また，避難所での生活が困難な要配慮者の生活環境を確保するため，福祉避難所の整備に取組んでいます。

一方，障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援等事業所においては，業務継続計画の策定や研修・訓練等の実施に努めること及び防災訓練の実施に当たって，地域住民との連携に努めることが求められます。

これらの取組を事業所と共有し，災害時に障がい者が適切な支援を受けられるよう進めます。

今後とも国の制度改正の動向や他の自治体と情報共有をしながら，利用者の安全確保に向けた災害対策を検討していきます。

第８章　計画の推進体制

１　各主体の役割

計画の推進に当たっては，行政はもとより，障がい者，地域，学校，団体，企業等がそれぞれの役割を担いながら，互いに連携・協力し，一体となって取り組むことが重要です。このため，計画に盛り込んである施策について広く情報提供を行うとともに，関係機関との連携・協力体制を強化します。

２　計画の管理

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する提供体制の整備を着実かつ効果的に推進するためには，本計画で目標と定めている事項等の達成状況の把握や目標達成に向けた対策等を適宜見直すことが重要です。

このため，数値目標の達成状況等の点検を実施するとともに，自立支援協議会を通じて障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援等事業所の現状認識や意向の把握に努めます。

また，障がい者福祉に関する事項の審議等を行う，旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を始めとする関係機関から意見をいただきながら，本計画の適切な進行管理及び目標達成に向けた取組の推進を図ります。

第９章　資料編

令和５年９月に実施した障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援等事業所アンケートの調査結果を掲載します。

アンケート結果

〇障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援等事業所へのアンケート

- 目　的　　現在の福祉サービスに関するニーズ及び課題並びに今後更なる充実が必要と考えられる支援等について検証する。
- 実施期間　　令和５年９月１２日から令和５年１０月６日まで
- 調査対象　　障害福祉サービス，相談支援，障害児通所支援の各事業所
- 調査事業所数　605事業所
- 回答率　　64.5%（390事業所／605事業所）

※自由記載については，読みやすくするために一部修正や要約をしています。

1　提供している障害福祉サービス等とそのサービス利用を希望する人数の予測について

訪問系

回答事業所数：76

	増加する	横ばい	減少する	わからない	合計
居宅介護	11	16	2	6	35
重度訪問介護	2	18	4	8	32
行動援護	4	4	1	0	9
同行援護					
合　計	17	38	7	14	76

日中活動系

回答事業所数：110

	増加する	横ばい	減少する	わからない	合計
短期入所	10	8	0	2	20
生活介護	10	21	1	2	34
就労移行支援	0	3	1	0	4
就労継続支援A型	2	3	0	0	5
就労継続支援B型	14	23	5	2	44
就労定着支援	1	1	0	1	3
療養介護					
宿泊型自立訓練					
合　計	37	59	7	7	110

居住系

回答事業所数：52

	増加する	横ばい	減少する	わからない	合計
自立生活援助	3	6	2	0	11
施設入所支援					
共同生活援助	21	14	2	4	41
合　計	24	20	4	4	52

相談支援

回答事業所数：47

	増加する	横ばい	減少する	わからない	合計
計画相談支援	14	5	0	1	20
地域移行支援	2	4	0	1	7
地域定着支援	0	4	1	2	7
障害児相談支援	4	6	0	3	13
合　計	20	19	1	7	47

障害児通所支援

回答事業所数：105

	増加する	横ばい	減少する	わからない	合計
児童発達支援	20	12	5	3	40
放課後等デイサービス	24	23	6	3	56
保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	5	2	0	2	9
合　計	49	37	11	8	105

2　事業所における運営上の課題（最大５つまで選択）

回答事業所数：224　平均選択数：4.0

	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児通所	合計
利用者の確保	11	40	20	1	25	97
利用者の高齢化・重度化	8	34	24	3	2	71
支援員の確保	33	50	34	12	39	168
事務職員の確保	5	6	2	1	1	15
労働条件の改善	15	17	14	4	16	66
利用者，家族等からの苦情対応	3	4	3	2	2	14
市民，近隣住民の理解	0	3	1	1	1	6
他サービス事業所との連携	6	18	7	10	12	53
他サービス事業所との競合	1	3	0	1	2	7
障害福祉分野の地域資源不足	4	7	6	14	6	37
医療ニーズへの対応	2	7	4	3	5	21
報酬単価の低さ	18	38	27	19	33	135
物価高騰への対応	12	39	26	6	22	105
施設・設備の改善	4	38	14	2	15	73
衛生管理・感染症対策	6	10	1	0	10	27
その他（自由記載）	1	3	0	0	1	5
合　計	129	317	183	79	192	900

※　自由記載欄の内容について

- ただサービスに入るだけではなく，身体面・精神面のケアがヘルパーにのしかかる（計画相談がついておらず相談先がない利用者方が多い。）。
- 支援区分は低いが職員の見守りや一部介助が多い利用者が多くなり，報酬と職員の必要人数のバランスが悪い。
- 間接職員の確保
- 職員の育成，指導
- キャンセル率が高く，専門職も抱えているため運営がかなり厳しい。

3　施設入所者等の地域移行を進める上での課題や阻害要因
（最大３つまで選択）

回答事業所数：156　平均選択数：2.6

	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児通所	合計
地域移行に関する本人の意思を適切に把握することが難しい。	13	11	6	4	10	44
本人が地域移行を希望しない。	12	14	9	0	2	37
家族や後見人等が入所継続を希望していることが多い。	10	22	21	8	9	70
退所及び退院後の地域での生活への適応が難しかった場合，再び入所等をすることが難しいため，生活の場所に困ることが予想される。	5	13	10	8	5	41
地域で生活するための，障害福祉サービスを含む各種支援をコーディネートする相談支援体制が不十分である。	11	13	8	1	10	43
グループホームなどの地域生活を送る上での地域資源が不足している。	8	25	9	5	9	56
本人の高齢化や重度化が進んでいる。	11	23	14	1	1	50
本人の資力が不足しており，地域での生活費を捻出できない。	3	12	7	0	4	26
地域住民の障がいに関する理解が不足している。	6	7	5	3	8	29
その他（自由記載）	0	2	1	0	0	3
合　計	79	142	90	30	58	399

※　自由記載欄の内容について

- 利用者が必要とするサービス量を地域移行後に確保することができない。
- 家事援助や金銭管理を手助けしてくれるような社会資源が不足している。
- 一部家族の障害に対する理解が少なく，こちらの提案を理解しない。

4　移行後の地域生活を継続する際に特に必要なこと（最大３つまで選択）

回答事業所数：159　平均選択数：2.7

	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児通所	合計
入所等をしていた施設等と地域での新しい居住場所との継続的な連携体制の確立	15	24	14	6	7	66
地域住民の障がいに関する理解の促進	8	9	6	3	12	38
障害福祉サービス等を含むサービスのコーディネート機能の強化	20	20	13	3	12	68
地域定着支援や自立生活援助の充実	3	17	12	3	7	42
日中活動系サービスの充実	4	10	8	2	6	30
本人が楽しめるコミュニティの充実	12	13	10	2	9	46
重度障がい者対応のグループホームの充実	7	21	8	5	4	45
本人の費用負担を軽減する制度	2	12	8	0	6	28
地域移行が円滑に進まなかった場合のサポート体制（退所した施設に再び戻ることができるような仕組みの整備など）	13	23	14	8	1	59
その他（自由記載）	0	1	0	0	1	2
合　計	84	150	93	32	65	424

※　自由記載欄の内容について

- 親の養育能力
- 地域生活を継続するために，規定の形にとらわれない柔軟なサービスの展開がなされること。

5　精神障がいの方への支援を実施するに当たり，特に重要と思われる課題（最大３つまで選択）

回答事業所数：162　平均選択数：2.7

	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児通所	合計
職員が障がい特性や適切な支援等について知る機会が少ない。	8	16	11	3	9	47
支援に苦慮する場合，どこに相談したらよいかわからない。	7	16	4	6	6	39
住まいの場を見つけにくい。	7	18	4	1	2	32
社会参加の場を見つけにくい。	11	8	5	3	9	36
対象者の心身の状態による予定変更等が多く，対応に追われる。	19	19	12	5	4	59
他の利用者との関係や集団における適応等への配慮が必要である。	11	37	18	3	11	80
病状や服薬等に関して，医療機関や訪問看護と十分な連携を図ることができていない。	3	11	9	5	2	30
緊急時に支援を行う担い手が必要である。	13	28	21	12	12	86
地域住民の障がいに関する理解が不足している。	9	7	5	4	5	30
その他（自由記載）	0	2	0	0	0	2
合　計	88	162	89	42	60	441

※　自由記載欄の内容について

- 温かく見守る支援体制を創造すること。
- 支援に関する情報の共有に難のある訪問看護事業所があり，良好な支援の方向性を決めかねる事例がある。

6　地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者配置，コーディネーター配置，支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に向けた取組（自由記載（抜粋））

回答事業所数：60

- 相談支援専門員が圧倒的に足りていない，増やす施策が必要。
- 緊急時に対応できる入居場所等，コーディネート先の確保が必要。
- 機能を担う事業所に対して特別な加算や補助金を交付し，機能を担うメリットを増やしていく。
- 医療，福祉，教育，コーディネーター，自治体等の関係者が利用者の情報を共有する仕組み（ソフトの導入，チャットルーム等）が必要。
- 様々な機関が連携して地域支援チームを構築し，各自が担うべき役割の分担・連絡先を明確にし共有しておく必要がある。
- 研修等を通じ適した人材を育成する。そのためには事業所の垣根を越えて0JTできるような仕組みを市が主導して構築するべき。
- 事業所等，関係機関への周知・啓蒙が必要。
- 福祉とつながっていない障がい当事者に対し，アウトリーチしていく体制の整備が必要。

7　福祉施設から一般就労に移行する者の目標値達成に向けた取組（自由記載（抜粋））

回答事業所数：69

- 就労後のサポート体制を充実させ，企業側の不安や疑問を解消する必要がある。
- 就労先の企業が，責任者だけでなく同僚も含めて障がい特性に対する理解を深める必要がある。
- 一般企業が望むスキルを持つ人材を育成できるような支援を行うことが必要，現状はパン製造などの生産活動に偏りすぎていると思う。
- 加算目当てで無謀に一般就労に結びつけていると思われる事例を目にする，改めてほしい。
- 一般就労に移行した利用者の空席を埋める利用者確保のシステムや，一定期間補償するなどの制度を整えてほしい。
- 障がい者雇用の求人が足りていない。一般企業の理解を深め，新規就労先を開拓する啓発活動等を市が主体となって拡充させていくべきである
- 事業所が一般就労に向けた能力評価を実施し，基準を満たしている利用者を一般就労に導くようシステム化していくことが効果的と考える。
- 埋もれている幅広いニーズとのマッチングを官民一体で行うと良いのではないか。

8　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築に向けた取組（自由記載（抜粋））

回答事業所数：48

- 権利の衝突を避けるためにも，「お互い様」という気持ちを醸成する取組が必要である。
- 市の担当部門が中心となり，保育所・幼稚園・こども園と児童発達支援・放課後等デイサービス事業所との連携体制を構築することで，地域社会で生活したり社会参加がしやすくなると思う。
- アートイベント（障害の有無を問わず，個性が発揮されやすい）や，ワークショップなど参加型の仕掛けを設け，共に創作活動に取り組むなど接点を設ける。
- 最重度障がい児のインクルージョンは難しいと思う。軽度の発達障がい児等であれば，同じクラスの児童に障がい特性や接し方を説明し，納得して受け入れられるようにしていくべきと考える。
- 障がい児者の積極的な受け入れをしている市民サークル等を紹介したり，橋渡しをしてくれる団体があれば良いと思う。
- 児童発達支援センター間の相談支援力に差異が見受けられるので，一定のレベルまで高めていく必要があると思う。
- 多様性の尊重や他者への共感と理解を高める機会を提供するなど，インクルージョンのメリットを地域社会や学校，保育所等に理解してもらう取組を地道に進めていく必要がある。
- 教育と福祉が連携して必要な支援を提供していく体制作りが必要。そのためには教育現場が障がいを理解し，福祉現場が教育現場のやり方を理解しなければならない。

9　支援している強度行動障害のある児童数（障害児通所支援又は障害児相談支援事業所に限る）

受入９事業所による平均	受入９事業所中の最大
児童数　2.7人	児童数　10人

10　支援している医療的ケア児の児童数（障害児通所支援又は障害児相談支援事業所に限る）

受入７事業所による平均	受入７事業所中の最大
児童数　5.9人	児童数　19人

11　計画相談支援事業所の増加に向けた取組（自由記載（抜粋））

回答事業所数：94

- 業務内容に照らして報酬単価が低すぎ事業として成立しない，増額するべきである。現行制度では一人で多くの利用者を抱えざるをえず，報酬に反映しない雑事も膨大に発生し相談支援専門員が疲弊している。・・・同様の回答70件
- 現在の報酬体系でも運営できることを，必要業務の精査と簡略化など具体例を示して説明する。
- 相談支援専門員の処遇改善，資格取得のための要件緩和など，従事者を増やす取組が必要。
- 計画相談が入らなくても支給決定されるから増えない。「仮プラン」がいつまで仮の体制なのか明示することも必要。
- サービス利用の更新時期は，行政が利用者に知らせてほしい。更新が円滑に進むように取り計らう負担を計画相談に負わせていることが，計画相談が増えない要因の一つとなっている。
- 児童発達支援センターでは，必ず複数の相談員を配置して計画相談をしなければならないと義務付ける必要があるのではないか。
- 即刻，他の中核市を模倣した取組を実施するべき。また，増えるまでの間は，町村が行っているように市が直営で事業所を運営するべきである。

12　利用者への意思決定支援の実施状況（１つ選択）

回答事業所数：142

	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児通所	合計
意思決定支援ガイドラインを遵守して意思決定支援を実施している。	7	16	8	9	14	54
意思決定支援ガイドラインには従っていないが，意思決定支援を実施している。	6	25	8	0	5	44
意思決定支援ガイドラインを知らないが，意思決定支援は実施している。	4	9	7	2	2	24
人員面等で余裕がなく，意思決定支援を実施していない。	4	4	2	1	4	15
意思決定支援を実施する必要性を感じない。	2	0	0	0	0	2
意思決定支援を知らない。	1	0	0	0	2	3
合　計	24	54	25	12	27	142

13　市内で不足していると感じる障害福祉サービス等（最大５つまで選択）

回答事業所数：163

居宅介護	38	宿泊型自立訓練	6
重度訪問介護	24	自立生活援助	10
行動援護	43	施設入所支援	12
同行援護	28	共同生活援助	40
短期入所	53	計画相談支援	91
生活介護	23	地域移行支援	8
就労移行支援	20	地域定着支援	7
就労継続支援A型	30	障害児相談支援	45
就労継続支援B型	3	児童発達支援	5
就労定着支援	10	放課後等デイサービス	7
療養介護	4	保育所等訪問支援	7
自立訓練（機能訓練）	4	居宅訪問型児童発達支援	1
自立訓練（生活訓練）	7	医療型児童発達支援	10
合　計	536		

14　市の障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制に関しての意見（自由記載（抜粋））

回答事業所数：24

- 入浴支援が受けられる生活介護事業所を確保してほしい。
- 高齢者の訪問介護を併設している居宅介護事業所であるが，法の整備・支援のスムーズさを比べると事業所として障害サービスに重きを置こうとは考えられず，積極的な支援には踏み切れない。事業所の減少と利用者の増加が反比例していて，不安に感じている。
- 障害福祉サービスではないが，親子で入れる施設の希望が多い。現在は，有料老人ホームで，居宅介護支援事業所を併設している所が一部受け入れてくれている。
- 同行援護資格をもっと旭川でも取得しやすくし，有資格者が増えるようにしてほしい。
- 地域生活支援事業等で支給決定する際，就労実態に重きをおいて検討される事例がある。そうではなく，利用者の障がい程度に応じた保護者等のレスパイトの面も重要視してほしい。
- 移動支援の事業所が少なく，調整が難しい。土日の利用は更に困難になっている。
- 医療的ケア児の地域資源を増やしてほしい。また，２～３年で修了となるような支援者育成のプログラムを作成・実施して医ケア児支援者を育ててほしい。
- 知識のない人間が保育や預かりをしている状況を見かけることがある。特に児童系は密な支援をできる支援員を増やし，対応できる体制の整備が必要と感じる。